令和8年度
(8月期)

立　　木

一 般 競 争

入 札 案 内 書

物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を
ホームページに掲載しましたので、是非ご覧ください!!

四国森林管理局ホームページ
「国有林野産物公売公告(予定情報等含む)」をクリック
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html

一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします。
http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html

四 国 森 林 管 理 局

森林整備課　088-821-2200
資源活用課　088-821-2170

徳 島 森 林 管 理 署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛 媛 森 林 管 理 署	089-924-0550
四 万 十 森 林 管 理 署	0880-34-3155
嶺 北 森 林 管 理 署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安 芸 森 林 管 理 署	0887-34-3145

公　告　事　項　（抜粋）

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので、現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札してください。

１．産物の所在場所	別紙　各署（所）案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
２．産物の種類及び・数量	別紙　各署（所）案内書「販売物件明細書」のとおりです。
３．入札及び開札の場所及び日時	別紙　各署（所）案内書のとおりです。
４．郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 （封筒には朱字で「**立木入札書在中**」と明記してください。）
５．搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡しを完了した日から起算して、８か月～36 か月
６．入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理（支）局で行う資格審査を受けた有資格者に限ります。
７．入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載してください。
８．落札者の決定	当署（所）の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が２人以上いた場合には、「くじ」で落札者を決定します。
９．入札保証金	入札保証金は免除します。
10．代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は６か月以内とします。
11．代金の納入又は延納担保の提供期限	契約締結の日から起算して 20 日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は、前日となりますのでご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12．契約保証金	契約保証金は免除します。
13．契約締結期限	別紙　各署（所）案内書のとおり
14．適格請求書（インボイス）	適格請求書（インボイス）の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することをもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下 19 のとおり。
15．現地案内	別紙　各署（所）案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16．特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17．その他	１）落札者が契約を結ばないときは、入札金額の 100 分の５、契約解除の場合は 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。 ２）契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 ３）詳細については各署（所）に閲覧用を備え付けていますのでご覧ください。
18．問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては、各署（所）にお問い合わせ願います。
19．仕入税額控除の対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※１　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する

仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※２　当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

記

【四万十署】	第１号物件（分収育林）	７．２２％
	第２号物件（分収育林）	９．１４％
	第３号物件（分収育林）	９．２１％
	第４号物件（分収育林）	９．１７％
	第５号物件（分収造林）	３．００％
【嶺北署】	第１号物件（分収育林）	８．８９％
	第２号物件（分収育林）	７．３９％
	第３号物件（分収育林）	７．２５％
	第４号物件（分収育林）	６．６７％
	第５号物件（分収造林）	１０．００％
【安芸署】	第１号物件（分収育林）	８．６２％
	第２号物件（分収育林）	９．０６％
	第３号物件（分収育林）	５．８２％

8月期公売物件一覧表

愛媛森林管理署

入札日：令和8年8月28日（金） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林58林班と3小班	スギ外	2,213	2,816.89		○	○	ー
第2号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林63林班は1小班	ヒノキ外	4,501	2,349.84		○	○	ー
第3号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　丸石山国有林67林班ろ1小班	スギ外	4,122	4,106.51		○	○	丸石山67ろ2 R6.12.6
第4号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　丸石山国有林67林班ろ3小班	スギ外	3,527	2,259.34		－	○	丸石山67ろ2 R6.12.6
第5号	皆伐	愛媛県宇和島市津島町槇川　下成山国有林2018林班へ小班	ヒノキ外	3,236	1,583.87		－	○	ー

四万十森林管理署

入札日：令和8年8月26日（水） 14時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県土佐清水市大字斧積　辛川山国有林1270林班ろ１小班	スギ外	9,300	5,603.84	分収育林	－	○	
第2号	皆伐	高知県高岡郡四万十町下道　大佐古山国有林4030林班ろ３小班	ヒノキ外	4,842	2,725.83	分収育林	－	－	
第3号	皆伐	高知県高岡郡四万十町下道　下野山国有林4030林班ろ４小班	ヒノキ外	8,101	7,171.56	分収育林	○	○	
第4号	皆伐	高知県高岡郡梼原町中平　中平山国有林4050林班ろ小班	ヒノキ外	6,030	2,991.65	分収育林	－	－	
第5号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町市野瀬　葛籠山国有林207林班い小班	ヒノキ外	19,362	4,815.54	分収造林	○	○	
第6号	皆伐	高知県幡多郡三原村皆尾　辻尾山国有林1201林班ろ小班	ヒノキ外	2,337	1,978.50		－	－	
第7号	皆伐	高知県土佐清水市宗呂　立石山国有林1293林班い小班	スギ外	3,579	2,238.97		○	○	

嶺北森林管理署

入札日：令和8年8月20日（水） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林228林班は2小班	スギ外	10,140	3,630.66	分収育林	－	－	
第2号	皆伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林228林班は11小班	スギ外	7,104	4,076.10	分収育林	－	－	
第3号	皆伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林228林班は12小班	スギ外	8,852	4,309.47	分収育林	－	－	
第4号	皆伐	高知県吾川郡いの町戸中 葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班	ヒノキ外	7,162	2,896.93	分収育林	－	－	
第5号	皆伐	高知県吾川郡いの町寺川 白猪谷山国有林254林班ぬ小班	ヒノキ外	8,702	2,926.87	分収造林	－	○	

安芸森林管理署

入札日：令和8年8月28日（金） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県安芸郡北川村大字和田 後口山国有林1002林班に小班	スギ外	13,574	5,707.98	分収育林	－	○	
第2号	皆伐	高知県安芸郡北川村大字久木 大谷山国有林2005林班ほ小班	スギ外	5,086	4,283.86	分収育林	○	○	
第3号	皆伐	高知県安芸郡北川村大字久木 中尾山国有林2009林班い小班	スギ外	8,508	4,459.94	分収育林	－	○	

※各物件の詳細については、署毎の別件明細書をご覧ください。
※「搬出路」「選木土場」に○があるものについては、四国森林管理局ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。
※「近隣箇所」とは、近隣（隣接国有林）で落札している公売箇所がある場合であり、落札年（R○.○）を掲載しています。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

１　事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。

２　その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

３　事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

４　買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採･搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）（３の（１）及び（５）を除く。）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1_minaoshiR3.html）を遵守し、林地等の保全に努めること。

また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)を前項３の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

５　伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。

(1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。

(2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。

(3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。

(4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

６　末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。

(1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。

(2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して処理すること。

(3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。

(4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1 箇所へ大量に集積しないこと。

また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（林野火災の防止）

７　買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

(1)作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

(2)作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

(3)喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

(4)指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

(5)刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

（支障木の届出）
8　伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。
　なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

（支障木買受申請書）
9　買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

（支障木調査時の立会）
10　第 8 項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

（支障木の伐倒）
11　支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第 4 条第 2 項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第 4 条第 2 項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

（支障木伐倒の特例）
12　前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。
(1) 第 8 項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径 6 センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径 18 センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径 22 センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
(2) 第 9 項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

（伐倒済み支障木の保存）
13　前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

（物件以外の立木の伐倒禁止）
14　物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

（関係機関等への手続き）
15　公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

（作業中止命令等）
16　第 1 項から第 15 項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。
2　森林管理署長等は、第 4 項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。
　この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

（撤収作業開始の届出）
17　買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の 1 週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

（撤収方法の指示）
18　前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

（作業終了後の処理）
19　使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

（搬出済届）
20　買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

（跡地検査の立会）
21　物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

（森林作業道の作設にかかる申請・承認）

１　買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html）を遵守すること。

２　買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

（各種法令制限林に係る（土地の形質変更等）手続き）

３　買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林（保安林内作業許可申請等）に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請又は届出）

４　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下「盛土規制法」という。）の規制区域で森林作業道作設にあたり、やむを得ず盛土規制法の規制対象となる規模の残土が発生し処理する際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

（森林作業道の仕様等）

５　買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、「森林作業道作設標準例」（https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html）に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、森林作業道の起点及び終点が利用の態様が異なる道路と接続する場合に車両等の侵入ができない処置を講じることを基本とする。

ただし、森林管理署長等から四国森林管理局の「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲート設置の指示があった場合は、これに従うこと。

なお、ゲートは官給品とする。

（森林作業道作設の是正指示）

６　四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

（盛土の是正指示）

７　盛土規制法の規制区域で規制対象となる規模の残土の処理が常時安全な状態に維持できていない場合は、森林管理署長等から是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

（森林作業道作設の中止及び原状回復の指示）

８　是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中

止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

9　買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

（既設の森林作業道の使用について）

10　買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林管理署長等の承認を受けること。

　また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収育林箇所の立木販売における特約事項

1　分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

2　代金の支払方法

（1）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（2）費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。

（3）費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

別紙　各署（所）案内書に記載のとおり

3　延納金及び延滞金

（1）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。

（2）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。

4　売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分（供託を含む）すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。

5　買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

1　分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

2　代金の支払方法

（1）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（2）分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。

　この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

3　延納金及び延滞金

（1）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。

（2）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。

4　売払立木の引渡し

　買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。

5　買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

愛媛森林管理署入札案内書

（第3回）

〒791-8023
愛媛県松山市朝美2丁目6-32
TEL:089-924-0550
FAX:089-924-0598

入 札 日 時 ： 令和8年8月28日(金)実施(10時00分締切 即時開札)
入 札 場 所 ： 愛媛森林管理署　　会議室
契約締結期限： 令和8年9月4日(金)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物　件　所　在　地	樹種	本 数	材　積	備 考
第1号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林58林班と3小班	スギ外	2,213	2,816.89	
第2号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林63林班は1小班	ヒノキ外	4,501	2,349.84	
第3号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　丸石山国有林67林班ろ1小班	スギ外	4,122	4,106.51	
第4号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　丸石山国有林67林班ろ3小班	スギ外	3,527	2,259.34	
第5号	皆伐	愛媛県宇和島市津島町槇川　下成山国有林2018林班へ小班	ヒノキ外	3,236	1,583.87	

販 売 物 件 明 細 書

愛媛森林管理署

1（物件番号）　**第1号**

2（物件所在地　　愛媛県喜多郡内子町中川
　及び国有林名等）　小田深山国有林58林班と3小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　5.67ha

5（林齢）　77年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積（m3）	備　考
ス　　ギ	1,536	2,364.33	
ヒ　ノ　キ	272	186.87	
ア　カ　マ　ツ	95	99.56	
モ　　ミ	34	9.01	
そ　の　他　L	206	141.98	
低　質　材　L	70	15.14	
計	2,213	2,816.89	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林、鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）、鳥獣保護区

10（運搬路（林道）の通行制限）

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認の上、その指示に従うこと。

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望される方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第一森林事務所へお問い合わせください。

13（その他）

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　　小田深山国有林58林班と3小班　　5.67ha　　77年生　　第1号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		その他L		低質材L			
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8														
10			19	0.38										
12														
14			36	2.14										
16														
18	17	1.87												
20	17	3.91	36	7.73			17	3.40			53	11.23		
22	17	4.08									17	3.91		
24	19	7.60	19	6.27			17	5.61	53	18.39				
26	36	15.43							34	13.60				
28	19	11.97							17	6.63				
30	38	27.36							34	16.66				
32	110	85.51	19	14.82										
34	74	65.27	19	14.06	19	16.34								
36	72	73.29	17	15.47					17	16.15				
38	74	82.83	62	65.10	38	32.49								
40	114	154.09	15	18.00										
42	95	136.61	15	20.55					17	19.55				
44	208	336.58	15	22.35										
46	208	378.10							34	51.00				
48	95	183.35			19	20.90								
50	133	286.33			19	29.83								
52	76	182.78												
54	57	146.49												
56	19	54.15												
58														
60	38	126.73												
計	1,536	2,364.33	272	186.87	95	99.56	34	9.01	206	141.98	70	15.14		
													2,213	2,816.89

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号1号）

小田深山国有林　58林班　と3小班　　面積：5.67ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

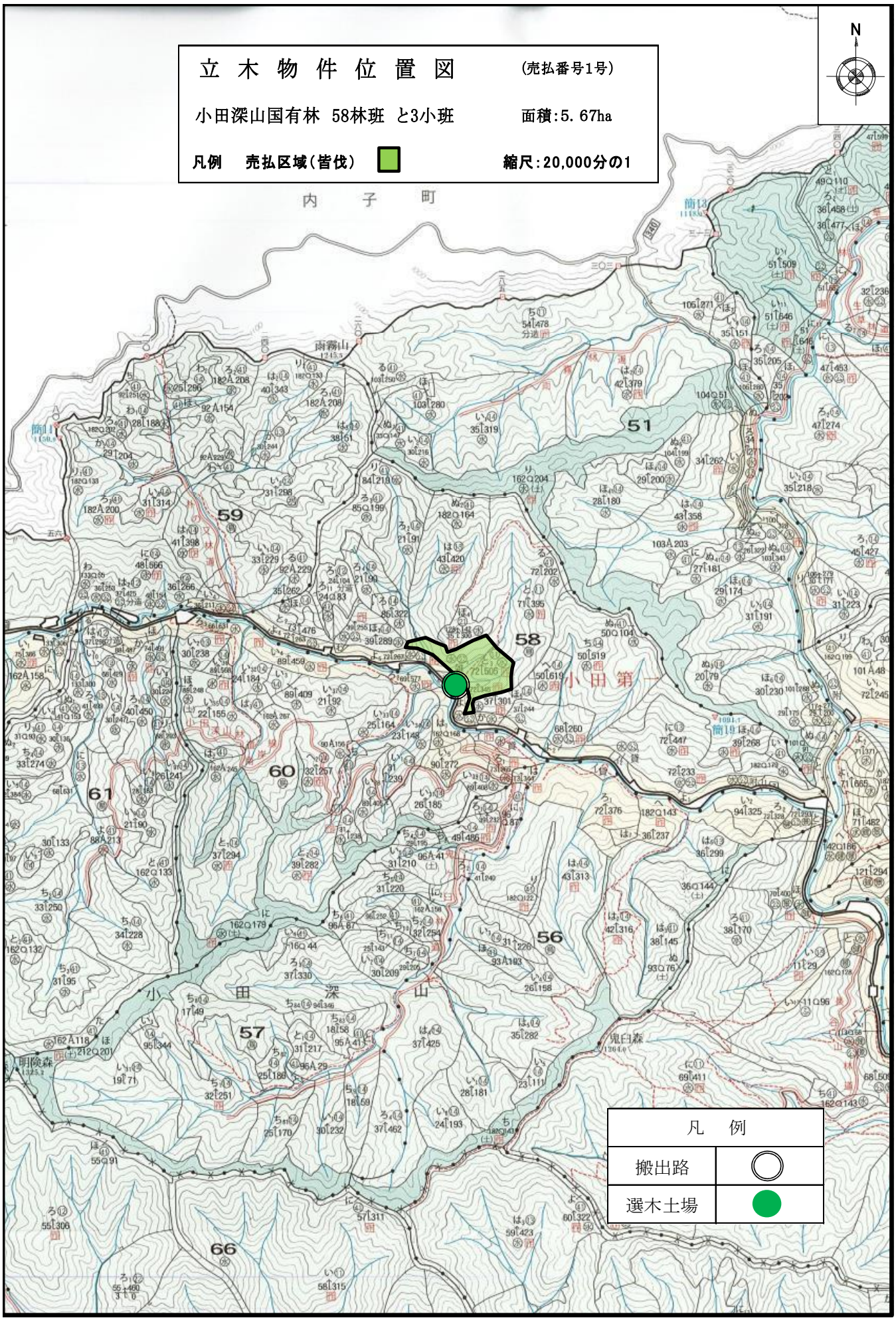

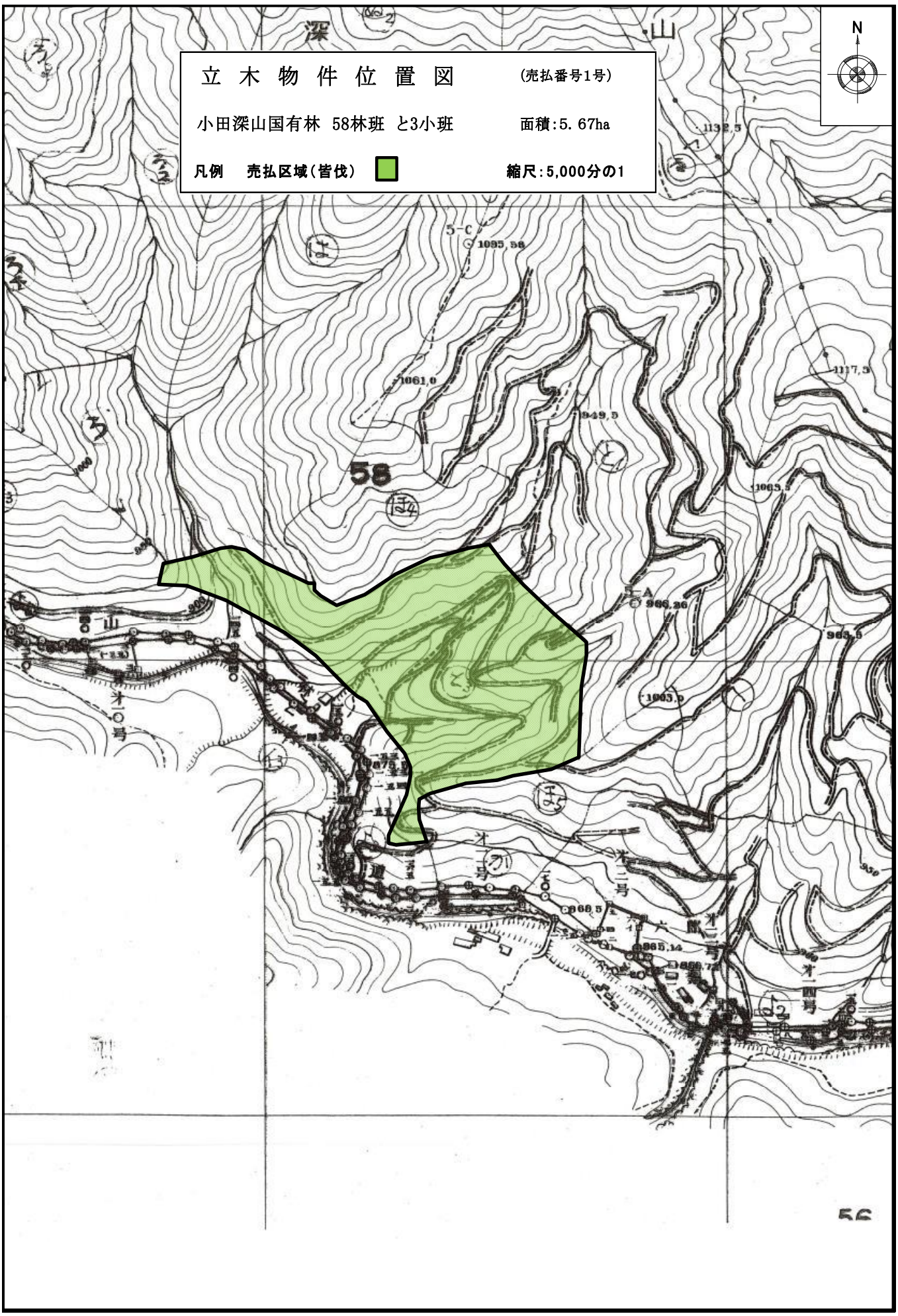
立 木 物 件 位 置 図
(売払番号1号)
小田深山国有林 58林班 と3小班
面積:5.67ha
凡例 売払区域(皆伐)
縮尺:5,000分の1
N
58
1095.58
1061.0
949.5
1117.5
1065.5
966.26
963.6
1003.0
968.5
965.14
深
山

販 売 物 件 明 細 書

愛媛森林管理署

1（物件番号）　**第2号**

2（物件所在地　　愛媛県喜多郡内子町中川
　及び国有林名等）　小田深山国有林63林班は1小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　4.88ha

5（林齢）　72年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積（m3）	備　考
ス　　ギ	415	274.11	
ヒ　ノ　キ	4,060	2,069.99	
ミ　ズ　メ	8	1.60	
低　質　材　L	18	4.14	
計	4,501	2,349.84	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）、鳥獣保護区

10（運搬路（林道）の通行制限）

小田深山林道南岸線の使用車両は11t以下の車両とします。（ホイルベース4.5m以下）

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望される方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第一森林事務所へお問い合わせください。

13（その他）

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　　小田深山国有林63林班は1小班　　4.88ha　　72年生　　第2号

	スギ		ヒノキ		ミズメ		低質材L							
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8														
10														
12														
14			37	3.70										
16			37	5.55										
18	18	3.60	110	23.10										
20			220	55.00			18	4.14						
22	18	5.22	386	127.38										
24	36	13.14	606	242.40	8	1.60								
26	54	24.30	625	287.50										
28	54	27.36	772	409.16										
30	55	28.59	459	289.17										
32	36	24.84	423	300.33										
34	36	26.28	220	171.60										
36	36	31.32	110	100.10										
38			55	55.00										
40	36	40.32												
42	18	24.30												
44	18	24.84												
46														
48														
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	415	274.11	4,060	2,069.99	8	1.60	18	4.14						
													4,501	2,349.84

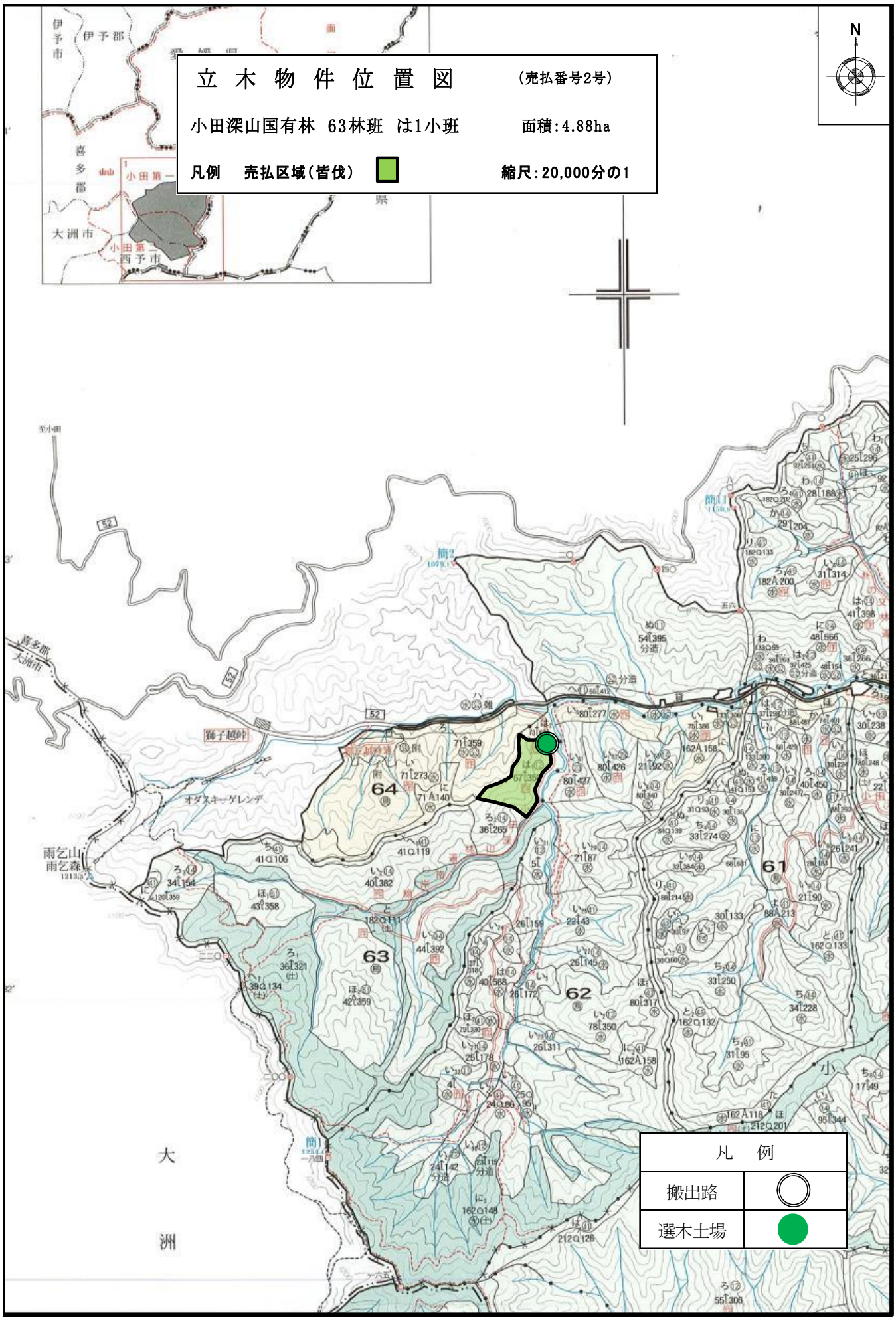
立 木 物 件 位 置 図
(売払番号2号)
小田深山国有林 63林班 は1小班
面積:4.88ha
凡例 売払区域(皆伐)
縮尺:20,000分の1
N
伊予市
伊予郡
喜多郡
大洲市
西予市
小田第一
至小田
52
獅子越峠
オダスキーゲレンデ
雨乞山
雨乞森
64
63
62
61
凡 例
搬出路
選木土場

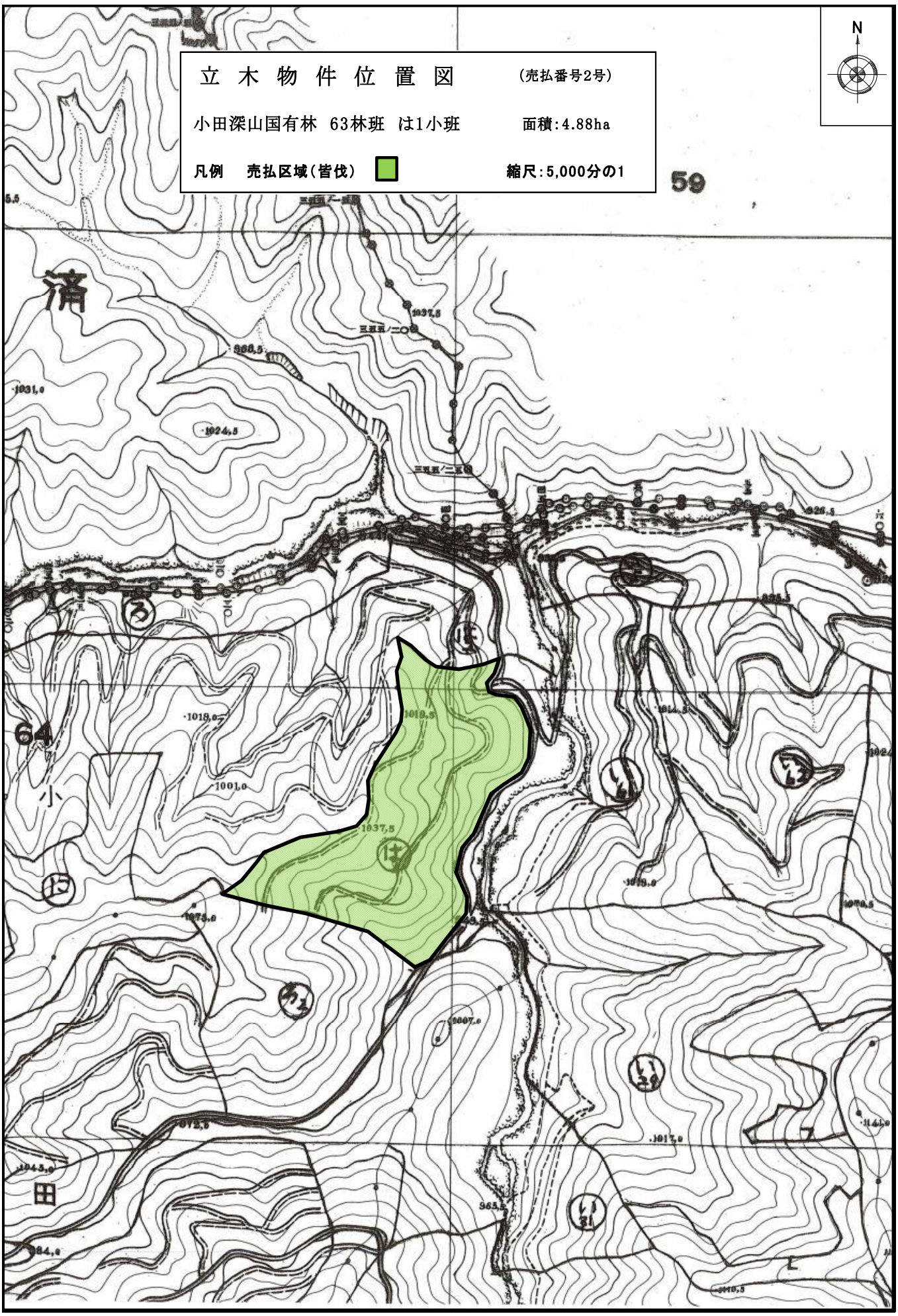
立 木 物 件 位 置 図
(売払番号2号)
小田深山国有林 63林班 は1小班
面積:4.88ha
凡例 売払区域(皆伐)
縮尺:5,000分の1
N
59
64
済
小
田

販 売 物 件 明 細 書

愛媛 森林管理署

1（物件番号）　**第3号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　愛媛県喜多郡内子町中川
丸石山国有林67林班ろ1小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　4.22ha

5（林齢）　70 年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積（m3）	備　考
ス　　ギ	4,015	4,068.48	
ヒ　ノ　キ	41	7.52	
ツ　　ガ	1	0.20	
そ　の　他　L	32	23.55	
低　質　材　L	33	6.76	
計	4,122	4,106.51	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林、鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

銭原林道の使用車両は4t以下の車両とします。（ホイルベース4.3m以下）
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第二森林事務所へお問い合わせください。

13（その他）

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　丸石山国有林67林班ろ1小班　　4.22ha　　70 年生　　第3号

	スギ		ヒノキ		ツガ		その他L		低質材L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	38	1.52	8	0.24										
12	33	2.31	11	0.66					3	0.18				
14	50	5.50	3	0.30					3	0.30				
16	62	9.92	3	0.42					7	0.98				
18	83	19.09	3	0.57					5	1.00				
20	112	33.60	3	0.81	1	0.20			7	1.82				
22	165	62.70	3	1.02					8	2.48				
24	201	92.46	3	1.26			9	3.60						
26	296	168.72	3	1.53			4	1.96						
28	339	230.52					3	1.77						
30	349	282.69					3	2.16						
32	365	332.15	1	0.71			4	3.40						
34	358	379.48					3	3.00						
36	339	406.80					2	2.28						
38	316	417.12					2	2.43						
40	242	350.90					1	1.41						
42	206	333.72												
44	144	253.44					1	1.54						
46	92	174.80												
48	112	236.32												
50	52	118.04												
52	42	102.06												
54	7	18.69												
56	7	19.95												
58	3	9.12												
60	2	6.86												
62														
64														
66														
68														
70														
計	4,015	4,068.48	41	7.52	1	0.20	32	23.55	33	6.76				
													4,122	4,106.51

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号3号）

丸石山国有林　67林班　ろ1小班　　面積：4.22ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

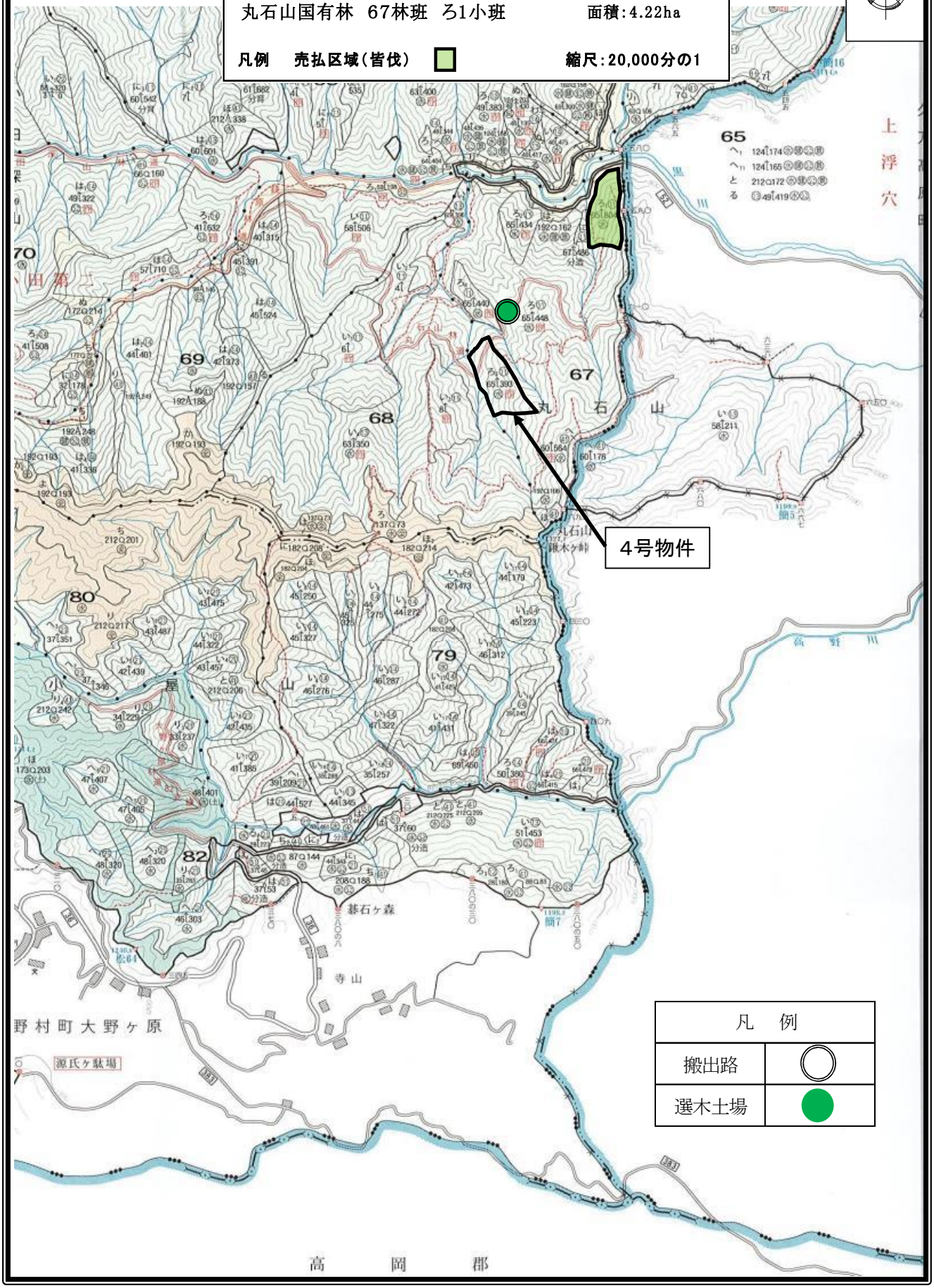

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号3号）

丸石山国有林　67林班　ろ1小班　　面積:4.22ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺:5,000分の1

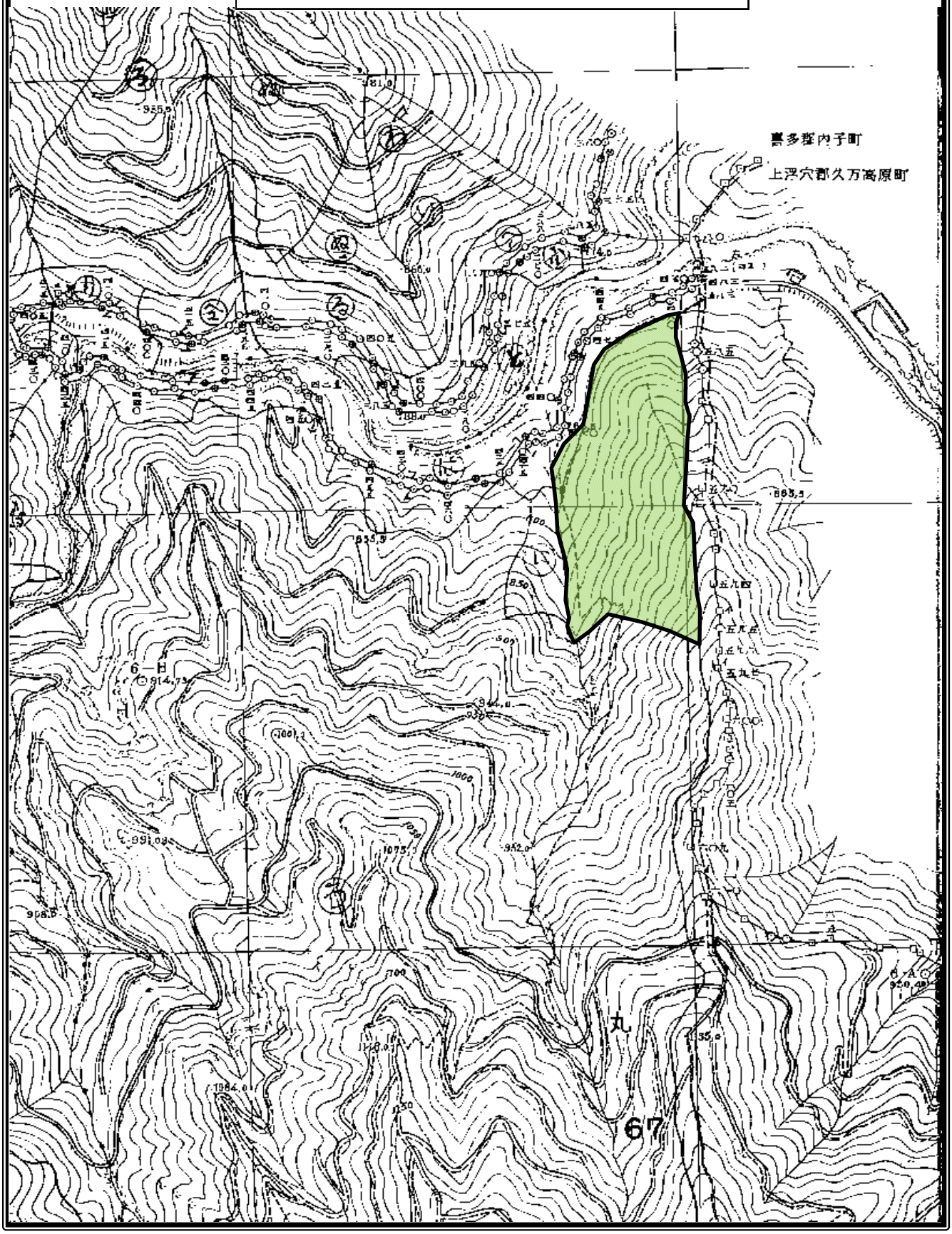

販 売 物 件 明 細 書

愛媛 森林管理署

1（物件番号）　**第4号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　愛媛県喜多郡内子町中川
丸石山国有林67林班ろ3小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　4.97ha

5（林齢）　70 年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積（m3）	備　考
ス　　ギ	3,108	2,111.60	
ヒ　ノ　キ	346	113.55	
モ　　ミ	2	3.89	
低　質　材　N	1	0.14	
サ　ク　ラ	2	0.73	
そ　の　他　L	37	23.23	
低　質　材　L	31	6.20	
計	3,527	2,259.34	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林、鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

銭原林道の使用車両は4t以下の車両とします。（ホイルベース4.3m以下）
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望される方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第二森林事務所へお問い合わせください。

13（その他）

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　丸石山国有林67林班ろ3小班　4.97ha　70 年生　第4号

	スギ		ヒノキ		モミ		低質材N		サクラ		その他L		低質材L	
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8			1	0.03										
10	4	0.16	4	0.20										
12	17	1.19	9	0.63										
14	43	4.73	18	1.80										
16	84	12.60	32	4.48			1	0.14						
18	145	29.00	46	8.74									12	1.89
20	198	51.48	53	12.72									8	1.58
22	254	83.82	48	14.88									11	2.73
24	303	121.20	40	15.20					1	0.29	7	2.23		
26	325	159.25	33	14.52					1	0.44	6	2.27		
28	334	193.72	26	13.78							4	1.68		
30	310	213.90	14	8.40							4	1.99		
32	266	215.46	9	6.39							1	0.57		
34	225	202.50	6	4.68							5	3.74		
36	175	182.00	4	3.44							2	1.52		
38	131	157.20	1	1.15	1	0.92					1	0.94		
40	97	131.92	1	1.20							2	2.10		
42	69	102.12	1	1.31							2	2.42		
44	43	71.38									1	1.13		
46	31	57.35									1	1.14		
48	23	46.00									1	1.50		
50	14	30.94												
52	8	19.44												
54	4	10.68			1	2.97								
56	3	6.90												
58	1	3.23												
60	1	3.43												
62														
64														
66														
68														
70														
計	3,108	2,111.60	346	113.55	2	3.89	1	0.14	2	0.73	37	23.23	31	6.20
													3,527	2,259.34

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号4号）

丸石山国有林 67林班 ろ3小班　　面積：4.97ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

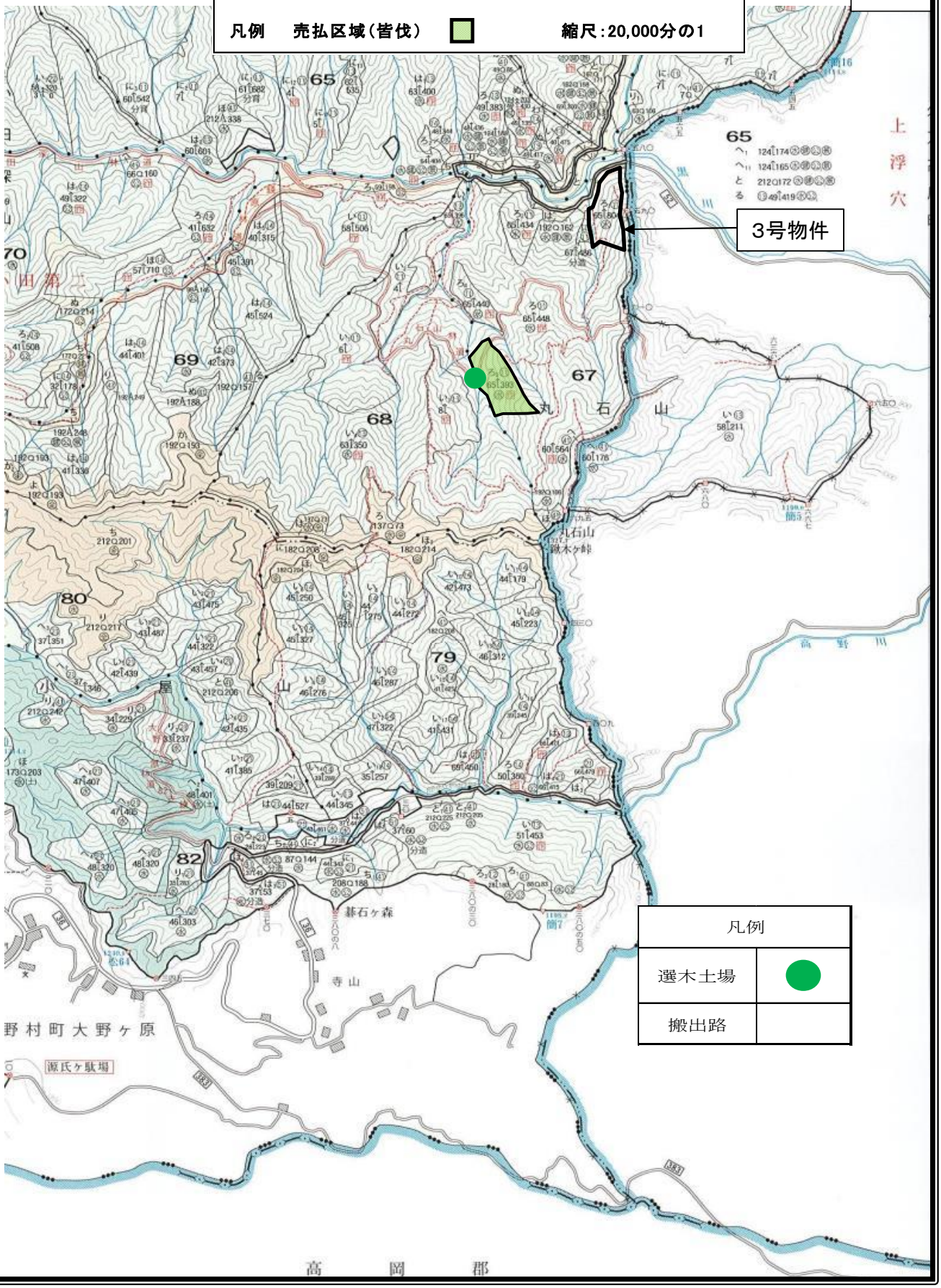

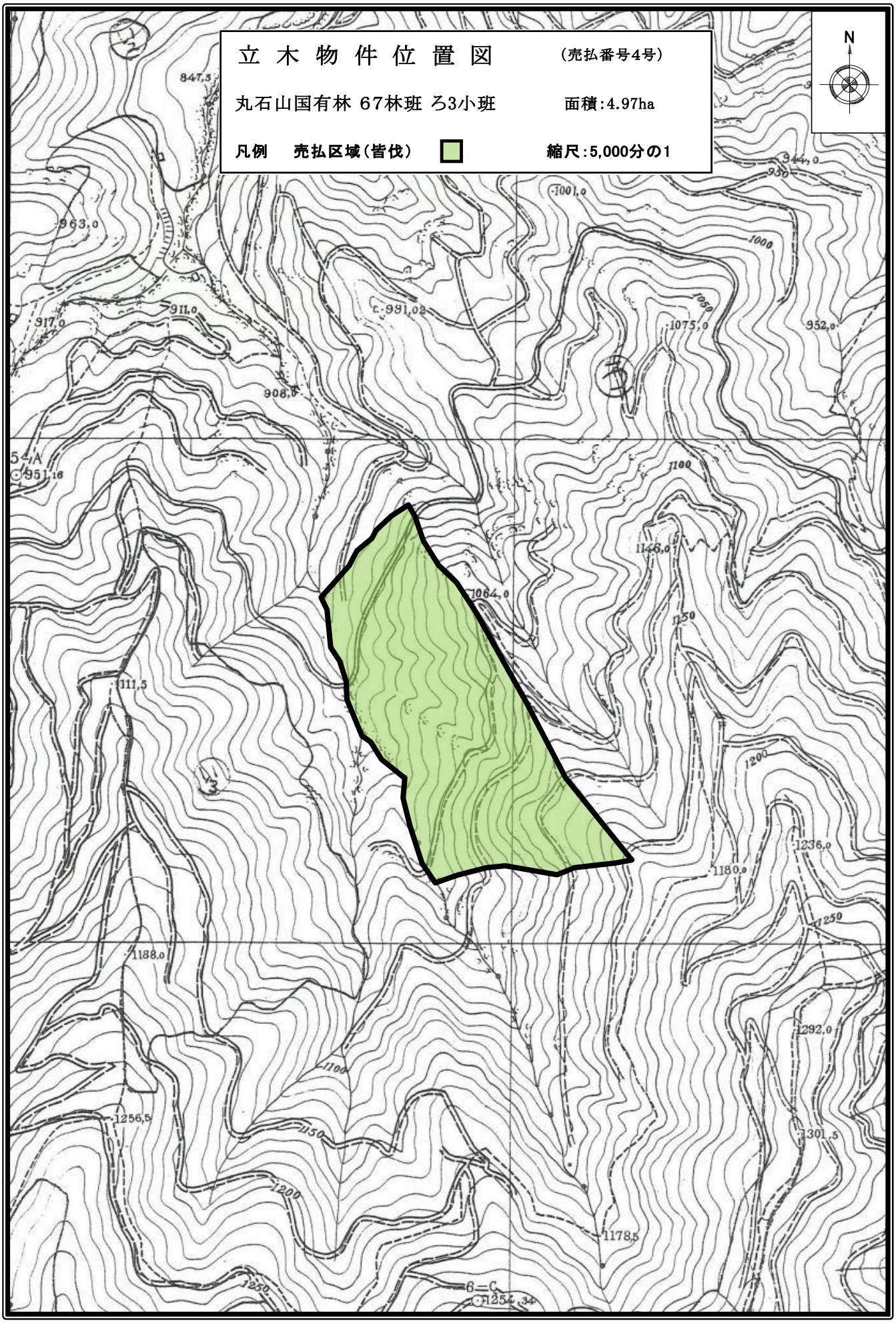
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号4号）
丸石山国有林 67林班 ろ3小班
面積:4.97ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺:5,000分の1
N
847.5
963.0
917.0
911.0
908.0
951.16
991.02
1001.0
1000
1050
1075.0
952.0
944.0
930
1100
1146.0
1064.0
1150
1200
1236.0
1180.0
1250
1292.0
1301.5
1111.5
1188.0
1256.5
1178.5
1254.34

売 払 物 件 明 細 書

1（物件番号）　**第5号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　愛媛県宇和島市津島町槇川
下成山国有林2018林班へ小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.59ha

5（林齢）　71 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 （m3）	備 考
ス ギ	384	397.90	
ヒ ノ キ	2,740	1,136.44	
ア カ マ ツ	5	4.36	
サ ク ラ	2	0.98	
そ の 他 L	66	36.53	
低 質 材 L	39	7.66	
計	3,236	1,583.87	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林、鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

狩場林道の使用車両は8t以下の車両とします。（ホイルベース4．5m以下）
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望される方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、津島森林事務所へお問い合わせください。

13（その他）

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　下成山国有林2018林班へ小班　5.59ha　71 年生　第5号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		サクラ		その他L		低質材L			
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	1	0.04	24	0.72										
12	4	0.28	69	4.14										
14	4	0.44	108	9.72										
16	6	0.90	153	18.36										
18	11	2.20	187	31.79										
20	15	3.90	230	48.30							24	4.42		
22	12	3.96	268	72.36	2	0.55					15	3.24		
24	27	10.80	283	87.73					13	3.47				
26	22	10.78	292	110.96			1	0.36	6	1.96				
28	28	16.24	260	114.40					8	2.82				
30	34	23.46	216	108.00					7	3.30				
32	31	25.11	179	105.61					10	5.46				
34	29	27.26	131	85.15					8	5.20				
36	19	19.76	94	72.38			1	0.62						
38	23	27.60	70	59.50	1	0.81			3	2.40				
40	14	19.04	54	53.46					3	2.65				
42	19	28.12	41	44.28					1	0.88				
44	23	38.18	28	32.76					1	1.13				
46	12	21.72	23	30.82					4	4.82				
48	16	32.00	19	27.55	1	1.32			1	1.05				
50	14	30.24	8	12.48					1	1.39				
52	5	11.90	2	3.44										
54	8	20.40												
56	1	2.91			1	1.68								
58	1	2.97												
60	2	6.32	1	2.53										
62														
64	1	3.50												
66	1	3.40												
68														
70	1	4.47												
計	384	397.90	2,740	1,136.44	5	4.36	2	0.98	66	36.53	39	7.66		
													3,236	1,583.87

立 木 物 件 位 置 図

下成山国有林　2018林班ヘ小班　　面積:5.59ha

凡例　売払区域(皆伐)　　縮尺:20,000分の1

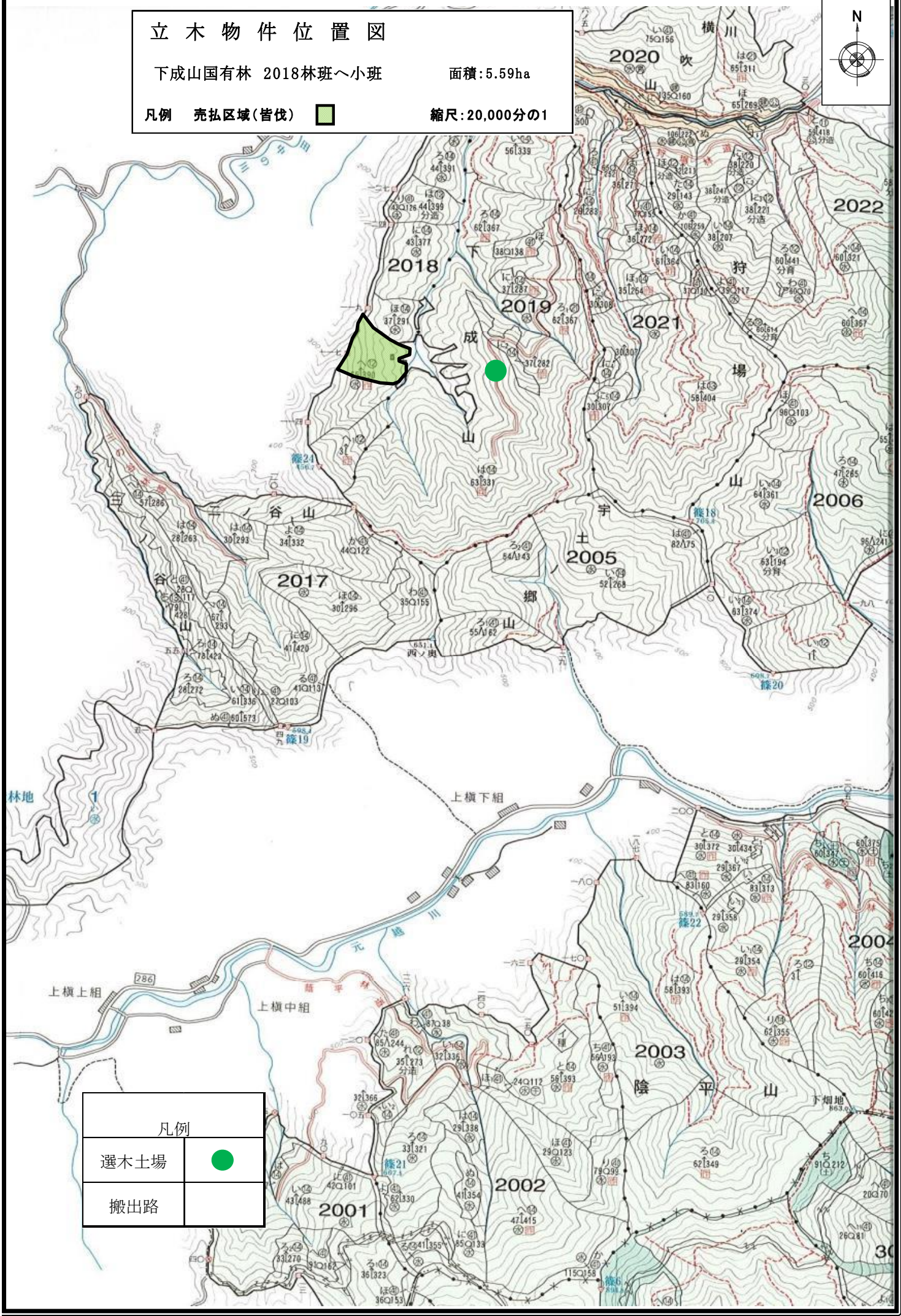

立 木 物 件 位 置 図

下成山国有林 2018林班ヘ小班　　面積:5.59ha

凡例　売払区域(皆伐)　　縮尺:5,000分の1

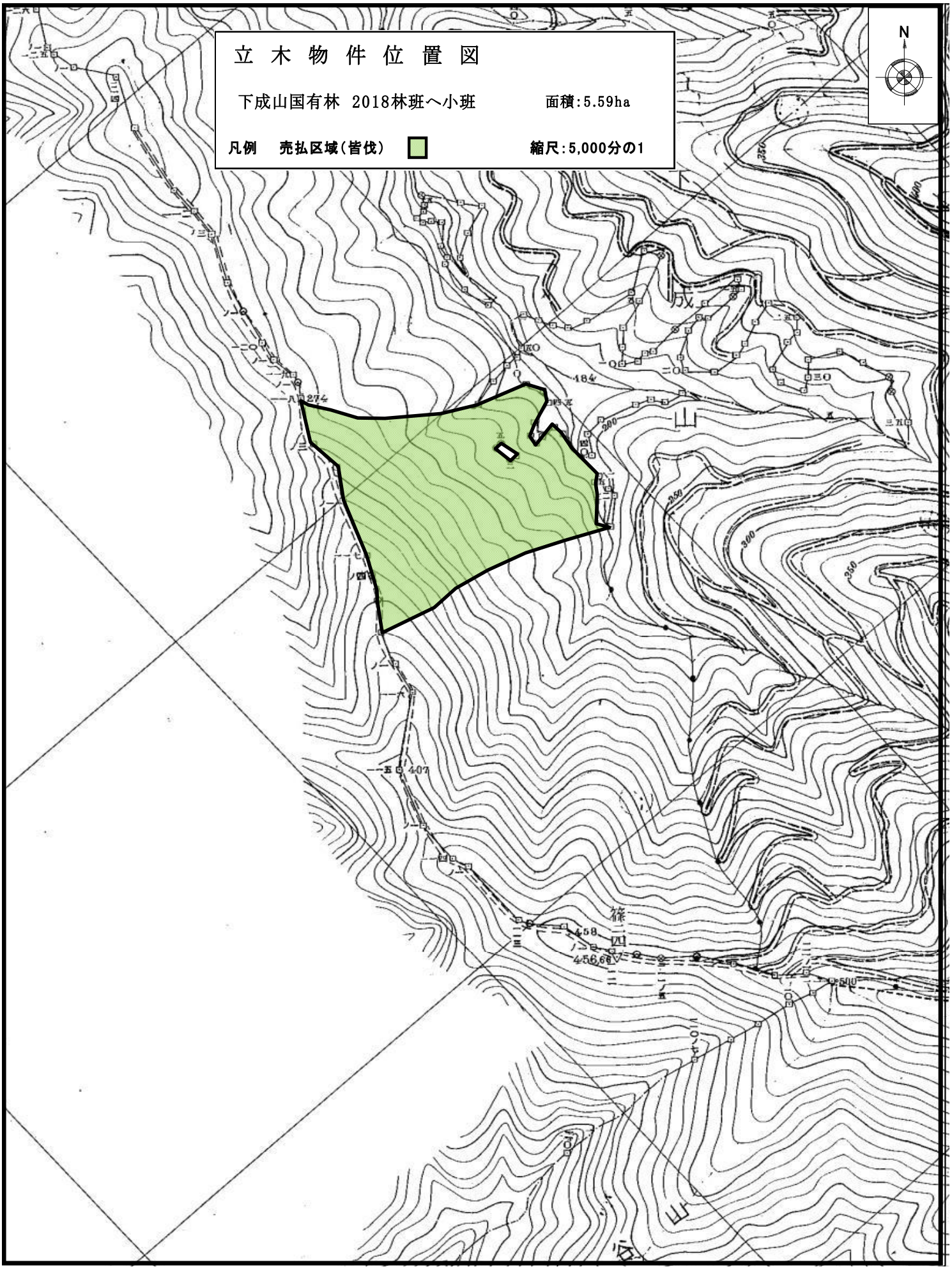

四万十森林管理署入札案内書
（第４回）

〒787-0003
高知県四万十市中村丸の内１７０７－３４
TEL：0880-34-3155

入　札　日　時：令和８年８月 26 日（水）実施（14 時 00 分締切　即時開札）
入　札　場　所：四万十森林管理署　３階会議室
契約締結期限：令和８年９月２日（水）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物　件　所　在　地	樹種	本数	材積	備　考
第１号	皆　伐	高知県土佐清水市大字斧積　辛川山国有林 1270 林班ろ１小班	スギ外	9,300	5,603.84	分収育林
第２号	皆　伐	高知県高岡郡四万十町下道　大佐古山国有林 4030 林班ろ３小班	ヒノキ外	4,842	2,725.83	分収育林
第３号	皆　伐	高知県高岡郡四万十町下道　下野山国有林 4030 林班ろ４小班	ヒノキ外	8,101	7,171.56	分収育林
第４号	皆　伐	高知県高岡郡梼原町中平　中平山国有林 4050 林班ろ小班	ヒノキ外	6,030	2,991.65	分収育林
第５号	皆　伐	高知県幡多郡黒潮町市野瀬　葛籠山国有林 207 林班い小班	ヒノキ外	19,362	4,815.54	分収造林
第６号	皆　伐	高知県幡多郡三原村皆尾　辻尾山国有林 1201 林班ろ小班	ヒノキ外	2,337	1,978.50	
第７号	皆　伐	高知県土佐清水市宗呂　立石山国有林 1293 林班い小班	スギ外	3,579	2,238.97	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	33　名	0	115.35 口
第２号	9　名	0	93.93 口
第３号	12　名	0	152.73 口
第４号	8　名	0	72.35 口

入札結果一覧

入札	５番札		４番札		３番札		２番札		１番札		備　考
人員	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	
											第１号
											第２号
											第３号
											第４号
											第５号
											第６号
											第７号

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県土佐清水市大字斧積
辛川山国有林　1270林班　ろ1小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　7.98 ha

5（林齢）　65 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	4,521	3,480.61	
ヒ ノ キ	4,535	2,030.44	
ア カ マ ツ	13	6.97	
モ ミ	4	1.10	
カ シ	102	38.93	
ミ ズ メ	1	0.31	
サ ク ラ	17	5.93	
そ の 他 L	107	39.55	
計	9,300	5,603.84	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

・辛川林道の使用車両について、基幹道については、4t車以下、ホイールベース4．3m以下の区間があります（計8,490m、その他は11t車以下、ホイールベース4．5m以下）。また、管理道については、8t車以下、ホイールベース4．5m以下とします。
・今の山ARSR進入道路については、搬出路として使用できませんので、ご注意ください。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は清水・貝の川森林事務所へ問い合わせください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155　、　清水・貝の川森林事務所：0880－82－0610）

13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　辛川山国有林　1270林班　ろ1小班　　7.98 ha　　65 年生　　第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		カシ		ミズメ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	4	0.08														
10	20	0.80	1	0.03												
12	13	0.91	3	0.15												
14	29	2.90	16	1.60												
16	94	14.10	92	12.88												
18	124	23.56	219	41.61												
20	199	49.75	392	98.00			2	0.28								
22	275	85.25	578	179.18	1	0.22										
24	359	136.42	734	278.92	1	0.25			30	8.27			5	1.36	38	10.12
26	392	184.24	651	286.44	3	1.05	2	0.82	22	7.02	1	0.31	6	1.89	21	6.95
28	378	200.34	645	322.50	1	0.41			11	3.90			4	1.53	20	7.24
30	423	266.49	495	277.20	1	0.56			18	7.82					12	5.09
32	420	298.20	325	217.75	1	0.43			7	3.35			1	0.61	6	3.30
34	362	300.46	185	136.90					10	5.83			1	0.54	4	2.17
36	310	288.30	114	93.48	1	0.69			1	0.57					1	0.52
38	270	288.90	52	46.80					2	1.50					2	1.45
40	233	277.27	19	19.76	2	1.47										
42	164	221.40	10	11.40					1	0.67					3	2.71
44	115	170.20	2	2.53	1	0.87										
46	105	174.30			1	1.02										
48	98	176.40														
50	62	124.00	1	1.72												
52	18	38.70	1	1.59												
54	13	31.89														
56	11	29.41														
58	8	21.85														
60	8	24.78														
62	7	22.16														
64	4	13.48														
66	1	3.93														
68																
70																
72	1	4.63														
78																
80																
82	1	5.51														
計	4,521	3,480.61	4,535	2,030.44	13	6.97	4	1.10	102	38.93	1	0.31	17	5.93	107	39.55
															9,300	5,603.84

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号 1 号）

辛川山 1270林班 ろ1小班　　面積:7．98ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺:20,000分の1

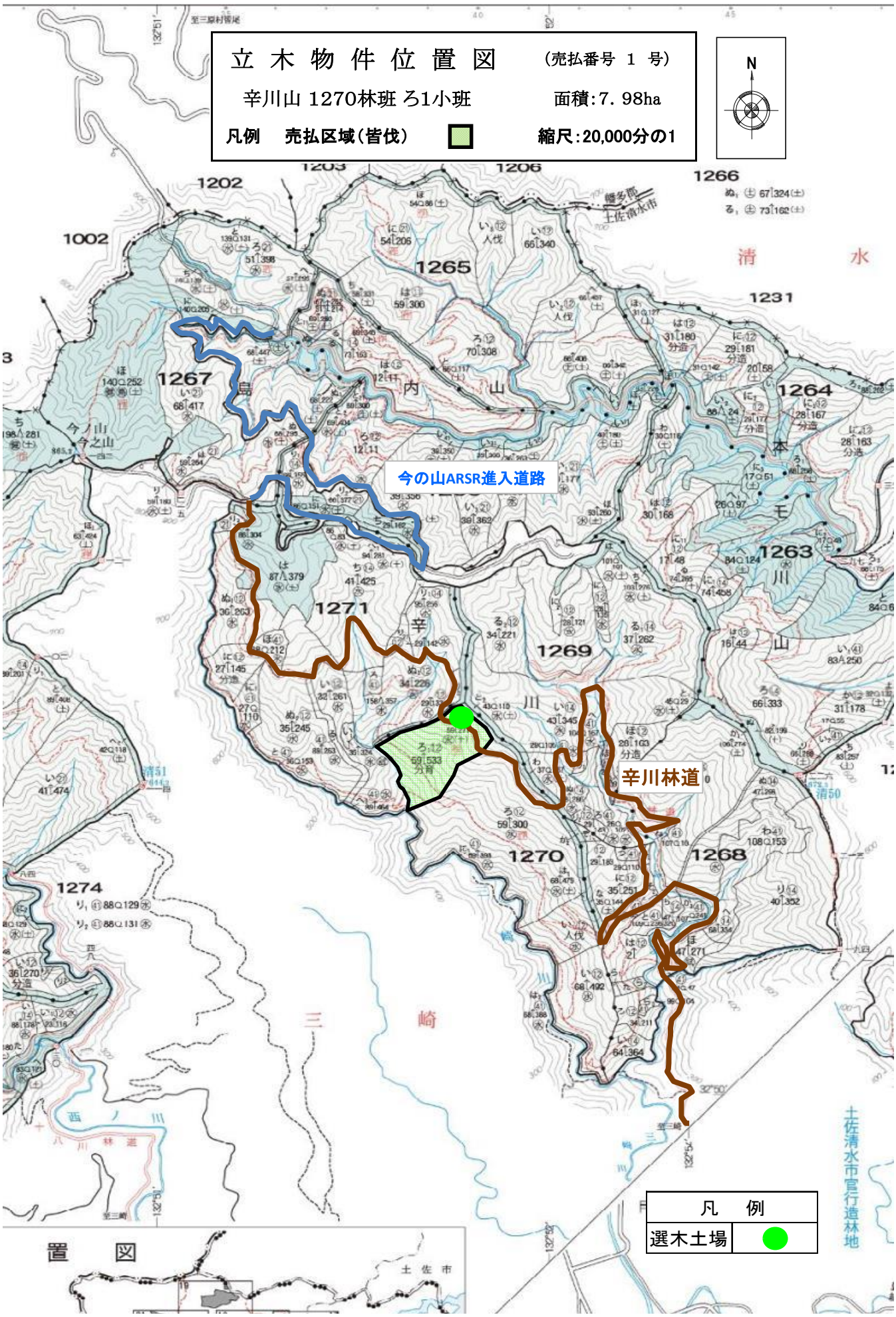

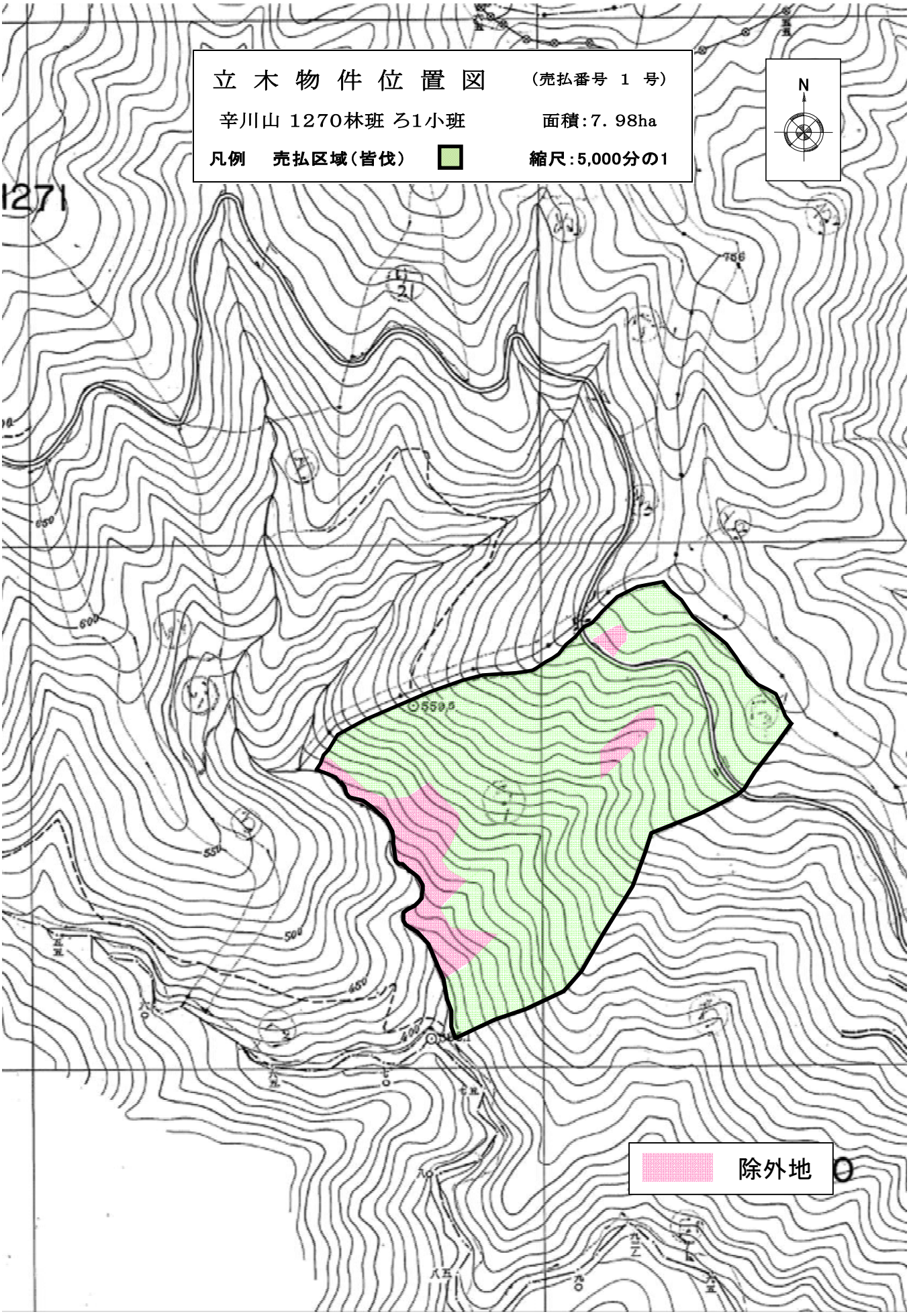
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 1 号）
辛川山 1270林班 ろ1小班
面積:7．98ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺:5,000分の1
N
除外地

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県高岡郡四万十町下道
大佐古山国有林 4030林班ろ3小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　4.57 ha

5（林齢）　72 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	5	11.01	
ヒ ノ キ	4,738	2,674.42	
モ ミ	1	1.80	
ツ ガ	1	0.37	
カ シ	1	0.31	
サ ク ラ	2	0.68	
そ の 他 L	94	37.24	
計	4,842	2,725.83	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせ下さい。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 、大正・下津井森林事務所：0880－27－1196）

13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　大佐古山国有林 4030林班ろ3小班　4.57 ha　72 年生　第 2 号

	スギ		ヒノキ		モミ		ツガ		カシ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			6	0.12										
10			12	0.48										
12			26	1.82										
14			56	5.60										
16			116	16.24										
18			229	48.09										
20			311	83.97										
22			406	138.04										
24			530	212.00			1	0.37					35	9.48
26			616	301.84					1	0.31	1	0.26	19	5.97
28			648	375.84							1	0.42	12	4.83
30			579	387.93									7	3.08
32			466	363.48									10	5.38
34			314	273.18									5	2.80
36	1	1.20	191	191.00										
38			129	141.90									2	1.45
40			55	66.00									2	1.75
42	2	2.84	27	35.37										
44			12	17.16									2	2.50
46			6	9.57										
48			3	4.79										
50					1	1.80								
52														
54														
56														
58														
60	1	2.96												
62														
64														
66	1	4.01												
68														
70														
計	5	11.01	4,738	2,674.42	1	1.80	1	0.37	1	0.31	2	0.68	94	37.24
													4,842	2,725.83

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号 2 号）

大佐古山4030林班 ろ3小班　　面積：4．57ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

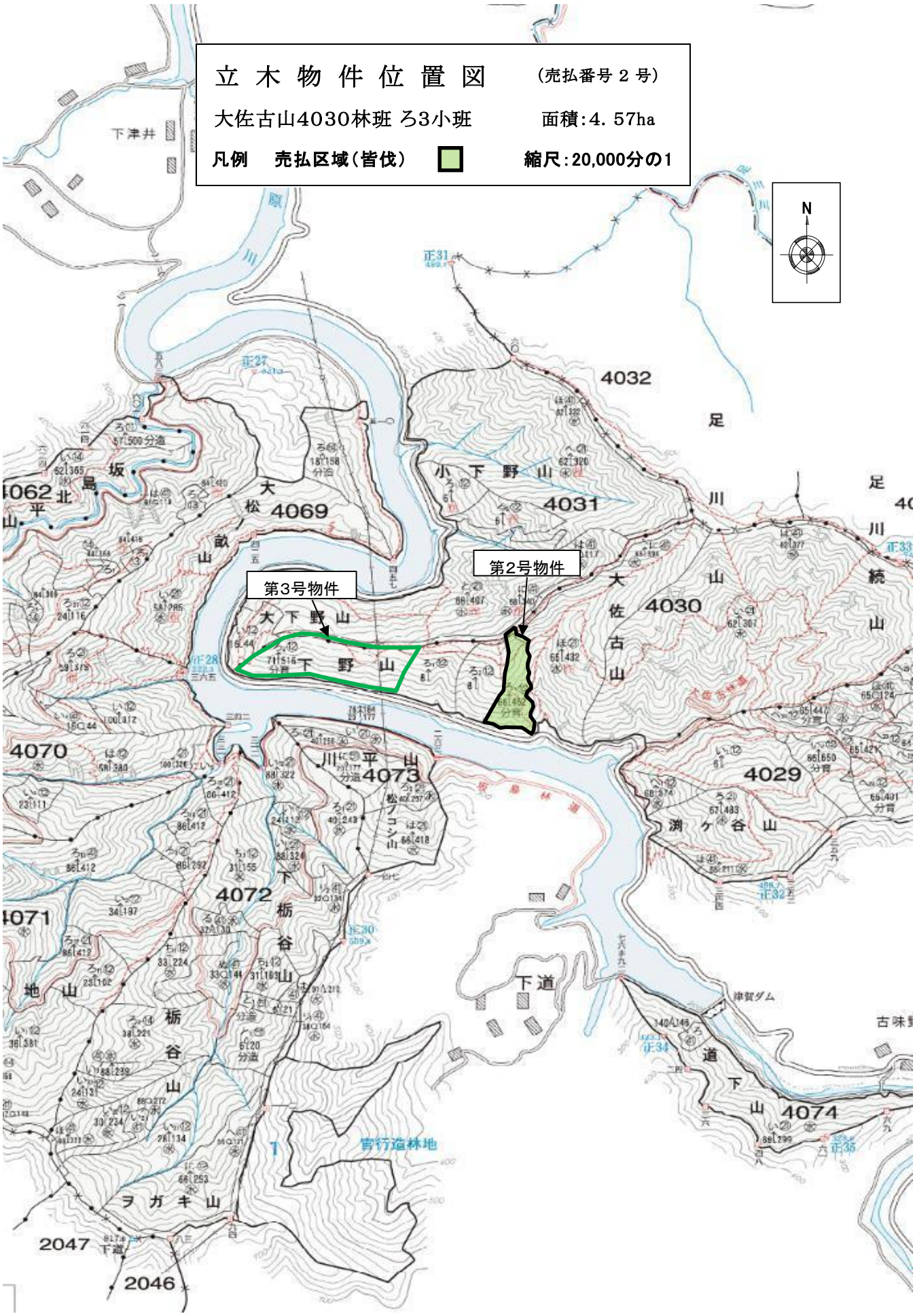

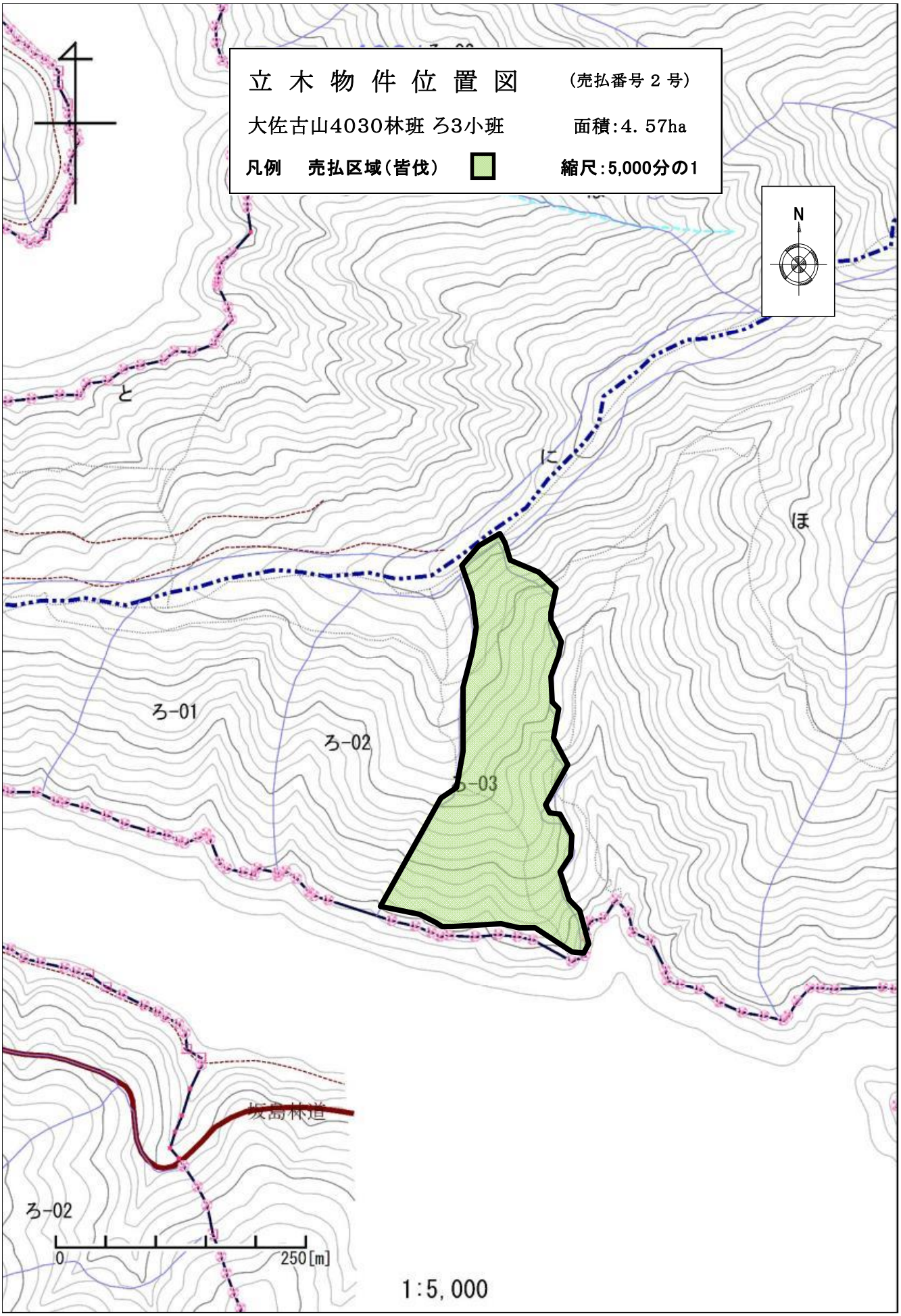
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号２号）
大佐古山4030林班 ろ3小班
面積:4．57ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺:5,000分の1
N
と
に
ほ
ろ-01
ろ-02
ろ-03
坂島林道
ろ-02
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 3 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県高岡郡四万十町下道
下野山国有林　4030林班　ろ4小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　10.20 ha

5（林齢）　77 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,158	1,406.13	
ヒ ノ キ	6,664	5,627.97	
モ ミ	1	0.24	
カ シ	6	2.69	
サ ク ラ	12	5.09	
そ の 他 L	260	129.44	
計	8,101	7,171.56	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせ下さい。
（四万十森林管理署：0880－34－3155　、大正・下津井森林事務所：0880－27－1196）

13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　下野山国有林　4030林班　ろ4小班　10.20 ha　77 年生　第 3 号

	スギ		ヒノキ		モミ		カシ		サクラ		その他L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																		
10			2	0.07														
12	1	0.05	3	0.18														
14	1	0.10	6	0.54														
16	3	0.45	34	4.42														
18	15	3.00	91	17.29														
20	26	6.76	160	43.20	1	0.24												
22	30	9.90	289	98.26														
24	40	16.00	431	181.02					1	0.24	60	16.23						
26	65	31.85	460	234.60			1	0.34	3	1.02	41	13.76						
28	53	30.74	606	369.66			2	0.87	3	1.23	37	15.38						
30	98	67.62	776	543.20			1	0.40	1	0.47	38	17.97						
32	83	63.91	753	617.46			1	0.49	1	0.41	19	9.64						
34	90	81.00	757	688.87			1	0.59	1	0.54	17	10.71						
36	72	74.88	594	594.00					1	0.43	11	7.58						
38	83	96.28	570	627.00							12	10.09						
40	70	92.40	404	509.04					1	0.75	6	5.45						
42	77	110.88	313	428.81							8	8.31						
44	72	116.64	203	302.47							6	6.63						
46	66	116.16	104	168.48							1	1.27						
48	75	146.25	69	120.75														
50	56	118.16	26	48.88							3	4.58						
52	22	51.04	8	17.37							1	1.84						
54	13	32.37	4	9.59														
56	19	50.54	1	2.81														
58	9	25.56																
60	7	21.34																
62	3	9.74																
64	5	16.83																
66	1	3.63																
68	2	7.76																
70																		
72	1	4.29																
計	1,158	1,406.13	6,664	5,627.97	1	0.24	6	2.69	12	5.09	260	129.44					8,101	7,171.56

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号 3 号）

下野山4030林班 ろ4小班　　面積：10．20ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

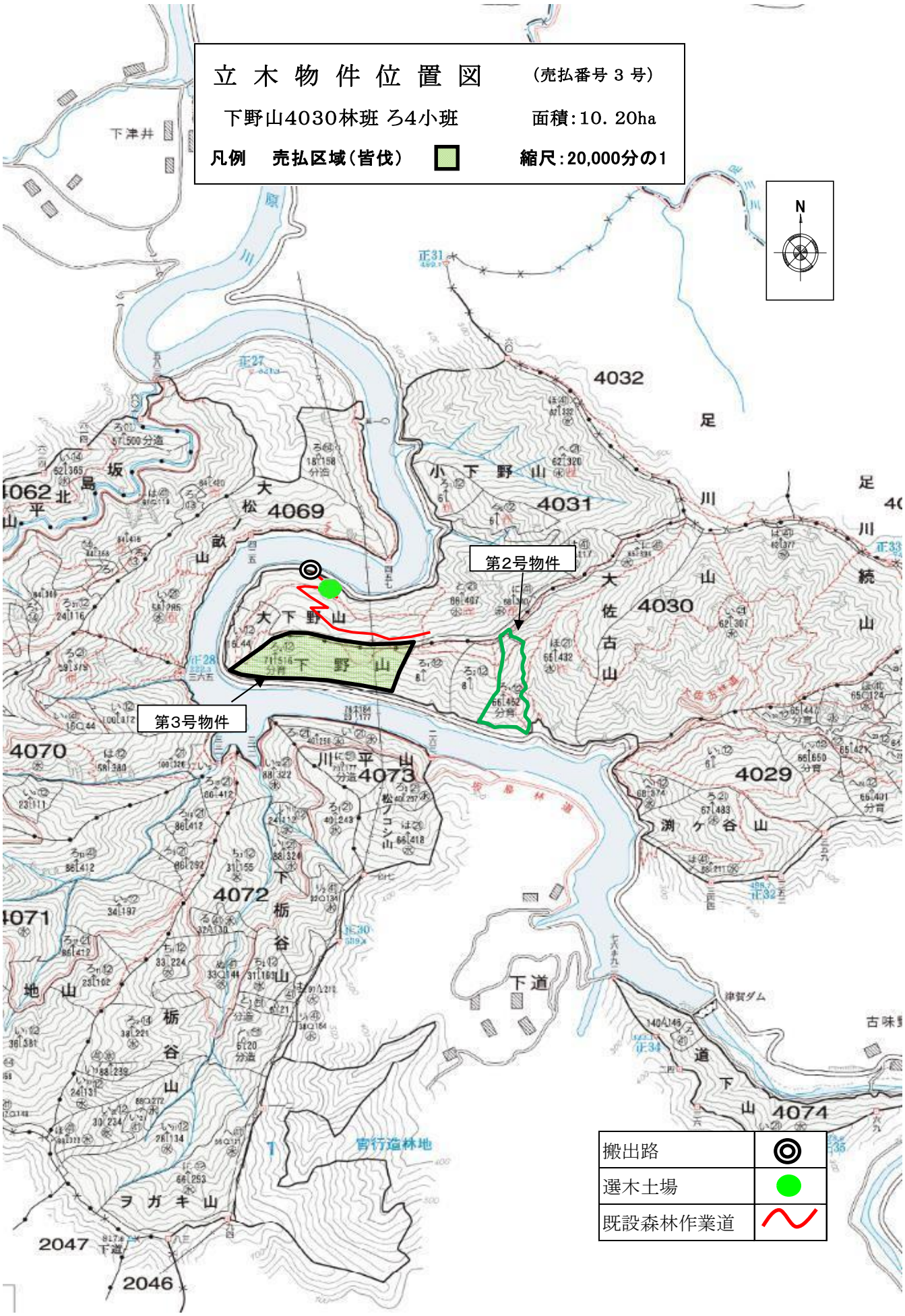

搬出路	◎
選木土場	●
既設森林作業道	～

立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 3 号）
下野山4030林班 ろ4小班
面積：10．20ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
4060
4073
ろ-04
ろ-01
ろ-02
ろ-19
い-12
い
と
に
250
300
350
0
250[m]

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 4 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県高岡郡梼原町中平
中平山国有林　4050林班　ろ小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.70 ha

5（林齢）　71 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	9	12.54	
ヒ ノ キ	6,006	2,970.74	
そ の 他 L	15	8.37	
計	6,030	2,991.65	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は梼原森林事務所へ問い合わせ下さい。
（四万十森林管理署：0880－34－3155　、梼原森林事務所：0889－66－0400）

13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　中平山国有林　4050林班　ろ小班　　5.70 ha　　71 年生　　第 4 号

	スギ		ヒノキ		その他L									
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			5	0.10										
10			34	1.36										
12			132	9.24										
14			208	20.80										
16			334	46.76										
18			476	90.44										
20	1	0.26	511	127.75										
22			573	177.63										
24			618	222.48	2	0.56								
26	1	0.44	598	263.12	1	0.36								
28			550	291.50	3	1.35								
30			428	256.80	2	1.02								
32	2	1.45	461	327.31										
34			315	261.45	1	0.63								
36			259	235.69	5	3.65								
38			162	170.10	1	0.80								
40			129	148.35										
42			94	123.14										
44	2	2.91	53	75.79										
46			29	46.98										
48			15	26.25										
50	1	2.00	16	32.64										
52	1	2.26	4	8.76										
54														
56			1	2.61										
58														
60														
62	1	3.22												
64														
66			1	3.69										
70														
74														
80														
計	9	12.54	6,006	2,970.74	15	8.37								
													6,030	2,991.65

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号 4 号）

中平山4050林班ろ小班　　面積：5．70ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

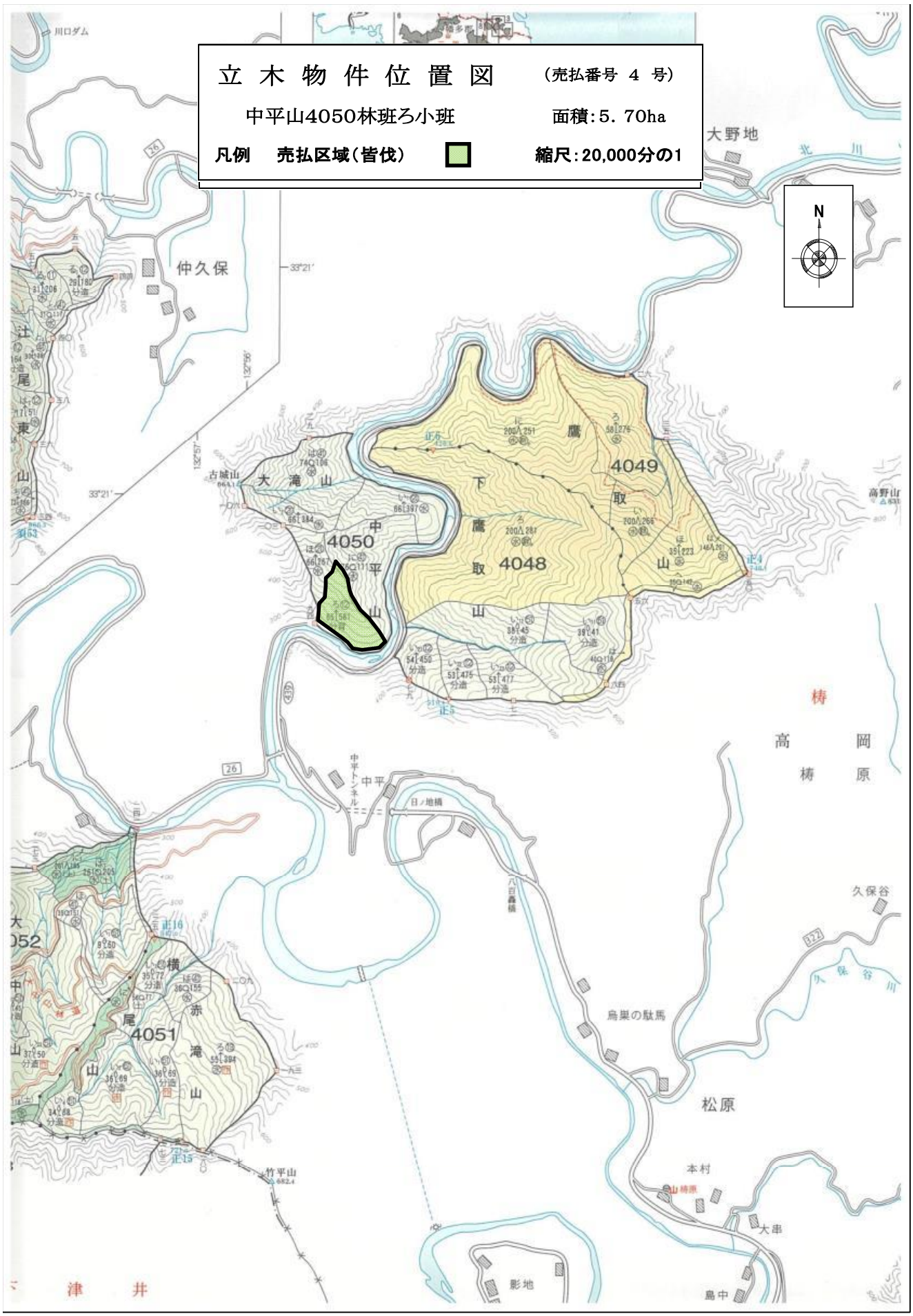

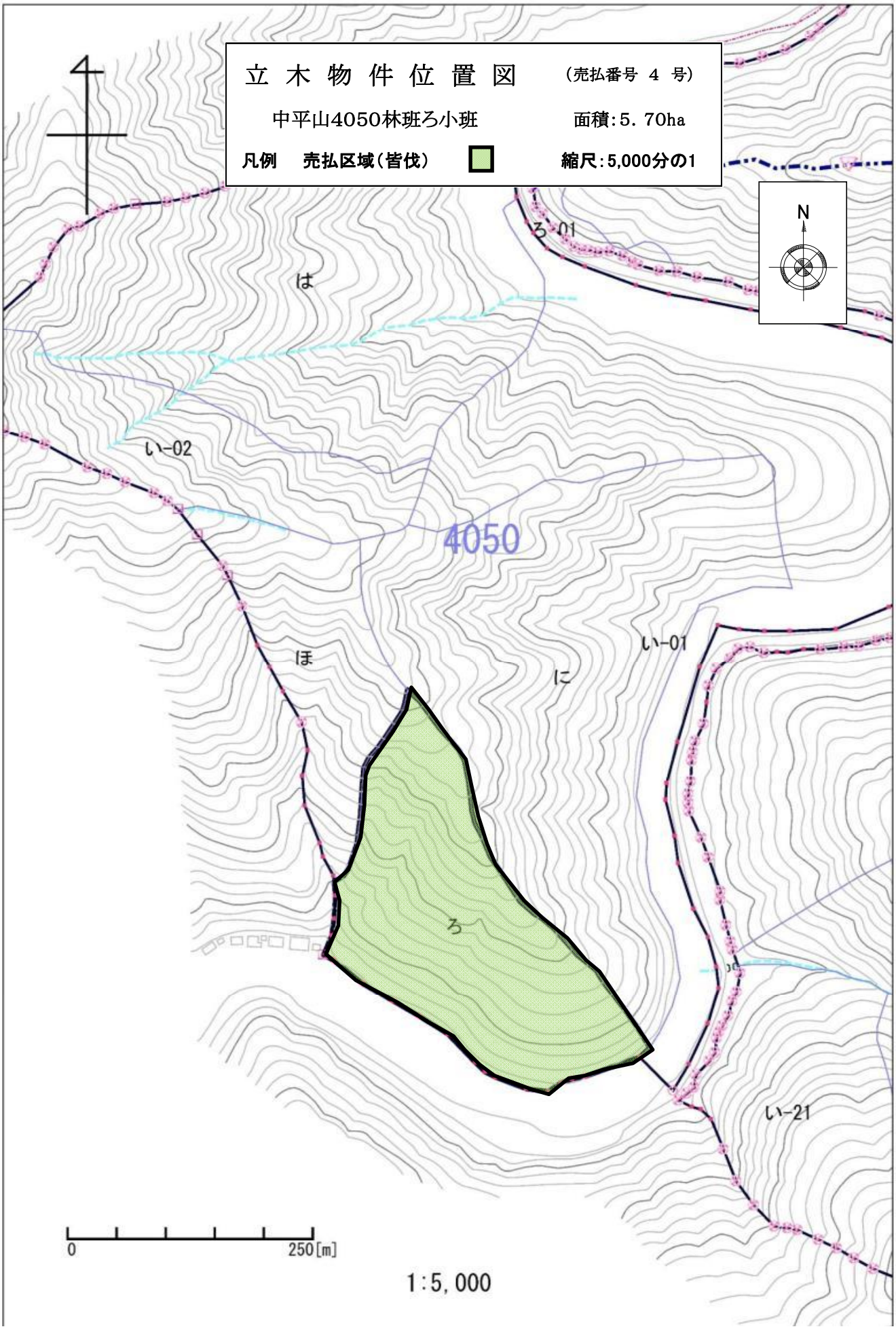
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 4 号）
中平山4050林班ろ小班
面積：5．70ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
ろ-01
は
い-02
4050
ほ
に
い-01
ろ
い-21
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 5 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県幡多郡黒潮町市野瀬
葛籠山国有林207林班い小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　13.65ha

5（林齢）　60 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1	3.64	
ヒ ノ キ	11,591	3,974.98	
ア カ マ ツ	84	44.75	
低 質 材 N	18	3.32	
カ シ	1	0.44	
シ イ	11	5.56	
サ ク ラ	45	19.36	
そ の 他 L	477	189.75	
低 質 材 L	7,134	573.74	
計	19,362	4,815.54	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

10（運搬路（林道）の通行制限）

日向林道の使用車両は、8トン車以下の車両（ホイルベース4．5m）とします。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問い合わせください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 浮鞭森林事務所：0880－43－1177）

13（その他）

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。

14（物件明細）　葛籠山国有林207林班い小班　　13.65ha　　60 年生　　第 5 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		低質材N		カシ		シイ		サクラ		その他L		低質材L			
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			42	0.84																
10			164	6.56													1,882	56.46		
12			398	27.86													1,882	94.10		
14			722	72.20													1,285	102.80		
16			1,025	143.50			6	0.82									735	80.85		
18			1,240	235.60			12	2.50									661	99.40		
20			1,414	339.36	13	3.21											500	95.13		
22			1,435	444.85	13	3.80											189	45.00		
24			1,301	468.36	7	2.53					5	1.55	11	3.13	182	49.98				
26			1,154	507.76	10	4.37			1	0.44			14	5.01	102	35.19				
28			915	457.50	7	3.79					1	0.45	8	3.42	79	33.21				
30			665	399.00	10	5.72					2	1.08	2	1.02	50	25.26				
32			464	310.88	7	5.12							5	3.13	31	18.55				
34			297	219.78	7	5.50					1	0.72	3	1.99	16	11.08				
36			177	152.22	2	1.74					1	0.76	2	1.66	7	5.76				
38			92	87.40	2	1.90									5	4.95				
40			47	51.23	3	3.30					1	1.00			3	3.25				
42			24	28.56	1	1.14									2	2.52				
44			10	13.60																
46			4	6.20	2	2.63														
48																				
50			1	1.72																
52																				
54																				
56																				
58																				
60																				
62	1	3.64																		
計	1	3.64	11,591	3,974.98	84	44.75	18	3.32	1	0.44	11	5.56	45	19.36	477	189.75	7,134	573.74		
																			19,362	4,815.54

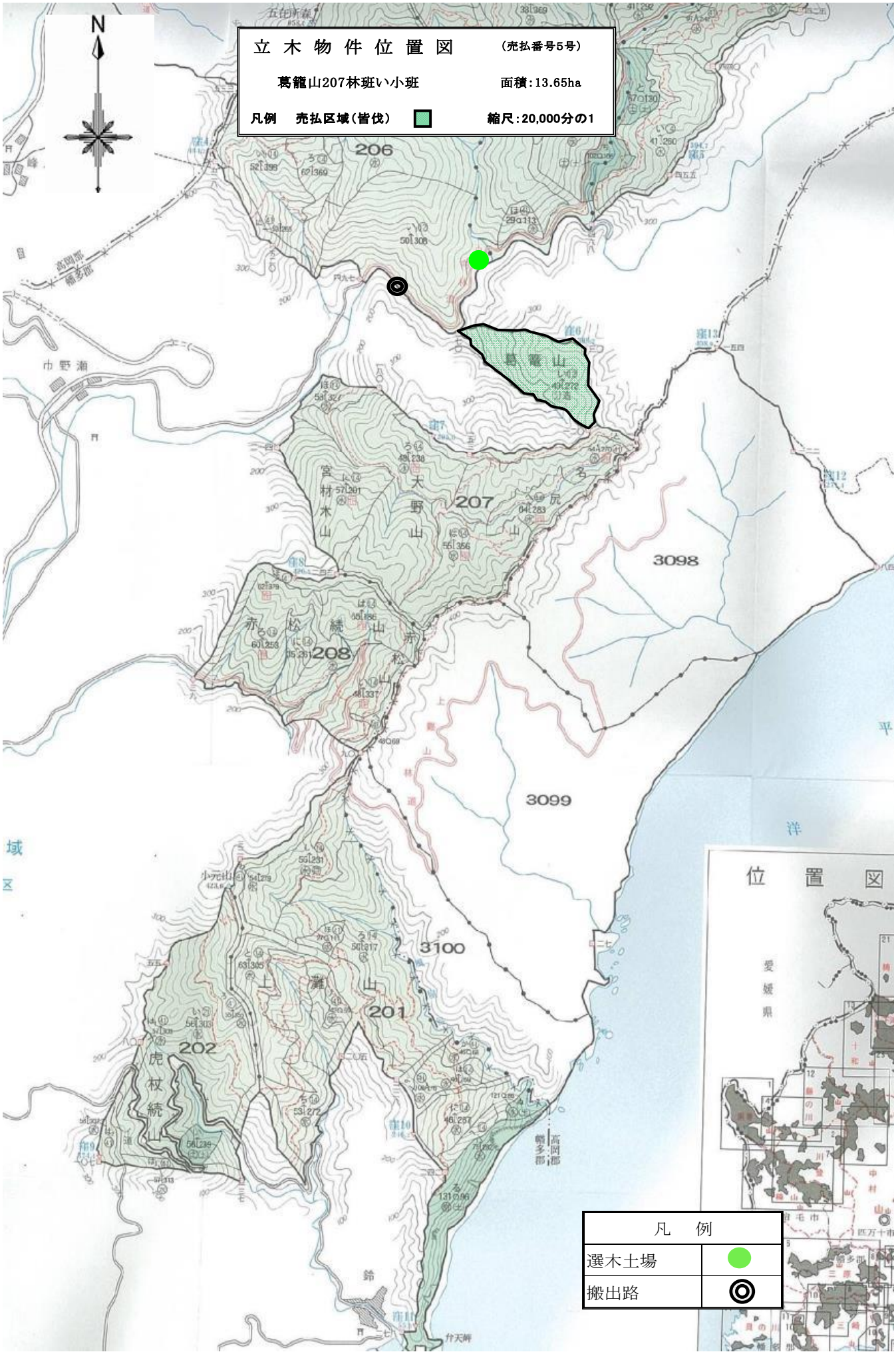
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号5号）
葛籠山207林班い小班
面積：13.65ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
206
207
208
201
202
3098
3099
3100
葛籠山
宮材木山
大野山
赤松続山
上灘山
虎枚続山
位置図
愛媛県
凡　例
選木土場
搬出路

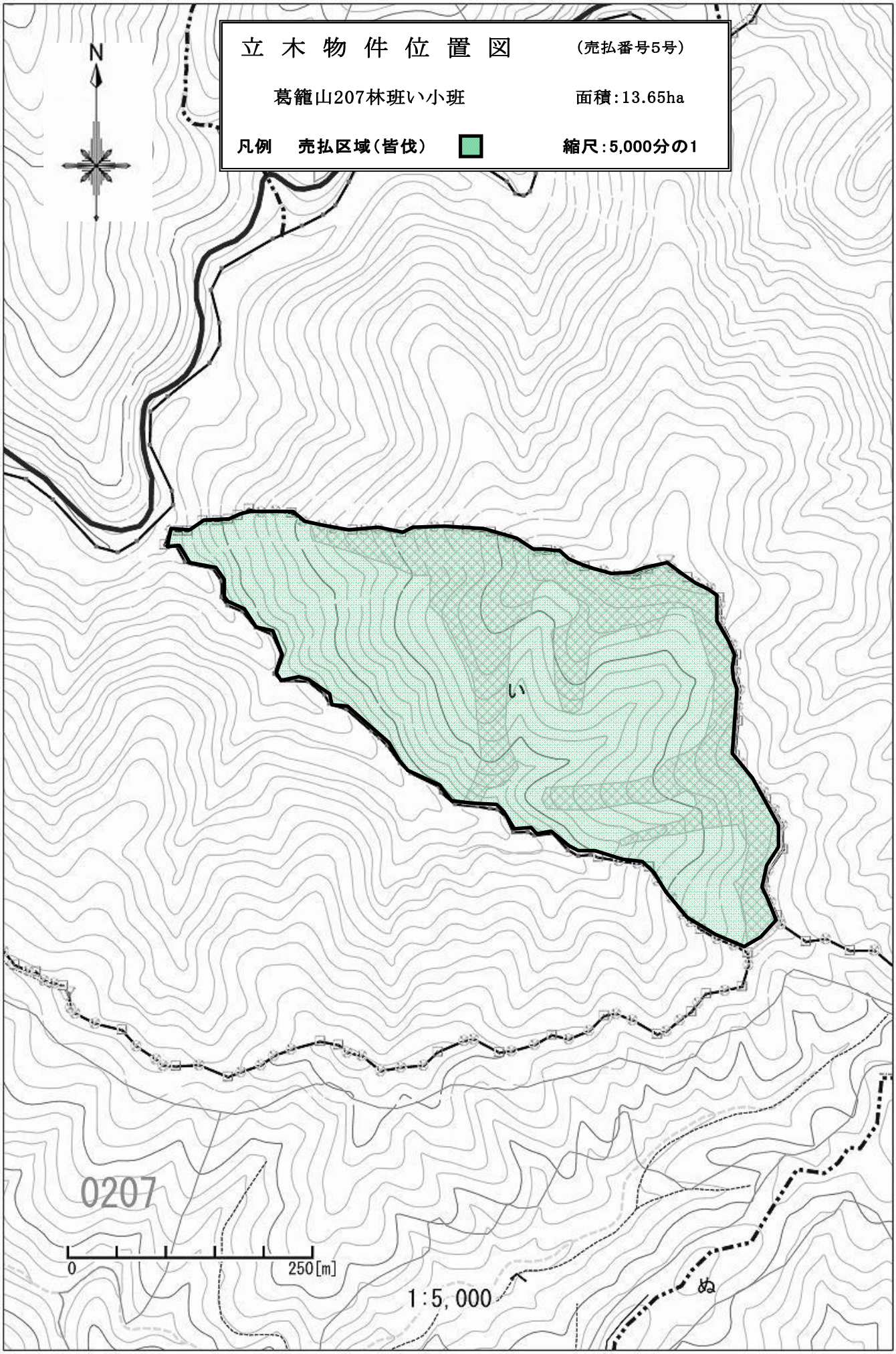
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号5号）
葛籠山207林班い小班
面積：13.65ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
い
0207
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 6 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県幡多郡三原村皆尾
汁尾山国有林1201林班ろ小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.49ha

5（林齢）　77年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	407	416.05	
ヒ ノ キ	1,769	1,516.51	
サ ク ラ	3	1.33	
そ の 他 L	68	29.00	
低 質 材 L	90	15.61	
計	2,337	1,978.50	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は三原森林事務所へ問い合わせください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 三原森林事務所：0880－46－2211）

13（その他）

14（物件明細）　辻尾山国有林1201林班ろ小班　　5.49ha　　77年生　　第 6 号

	スギ		ヒノキ		サクラ		その他L		低質材L											
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																				
10	8	0.32	3	0.09																
12	6	0.42	3	0.15																
14	3	0.30	4	0.36																
16	7	1.05	8	0.96																
18	6	1.14	18	3.24																
20	7	1.75	24	5.76					59	9.50										
22	13	4.03	32	9.92					31	6.11										
24	14	5.32	65	23.40			20	4.68												
26	20	9.40	98	43.12	1	0.31	15	4.64												
28	24	12.72	127	67.31			9	3.33												
30	31	19.53	165	99.00			5	2.08												
32	37	27.38	183	129.93	2	1.02	7	3.67												
34	41	34.03	177	138.06			1	0.63												
36	33	32.01	195	177.45			2	1.09												
38	33	36.63	178	178.00			3	2.09												
40	25	30.75	158	172.22			3	2.19												
42	15	20.85	121	151.25			1	0.99												
44	16	24.32	85	115.60																
46	16	27.36	60	88.80			1	1.20												
48	14	25.90	35	56.00																
50	9	18.00	18	32.40																
52	9	19.35	5	8.65																
54	3	6.99	4	7.11																
56	5	13.37	1	2.22			1	2.41												
58	3	8.73																		
60	1	2.96	1	2.53																
62	2	6.32																		
64	3	11.28	1	2.98																
66	1	3.71																		
68	1	3.76																		
70																				
72																				
74																				
76																				
78																				
80																				
82																				
84																				
86	1	6.37																		
計	407	416.05	1,769	1,516.51	3	1.33	68	29.00	90	15.61									2,337	1,978.50

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号6号）

辻尾山1201林班ろ小班　　面積　5.49ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

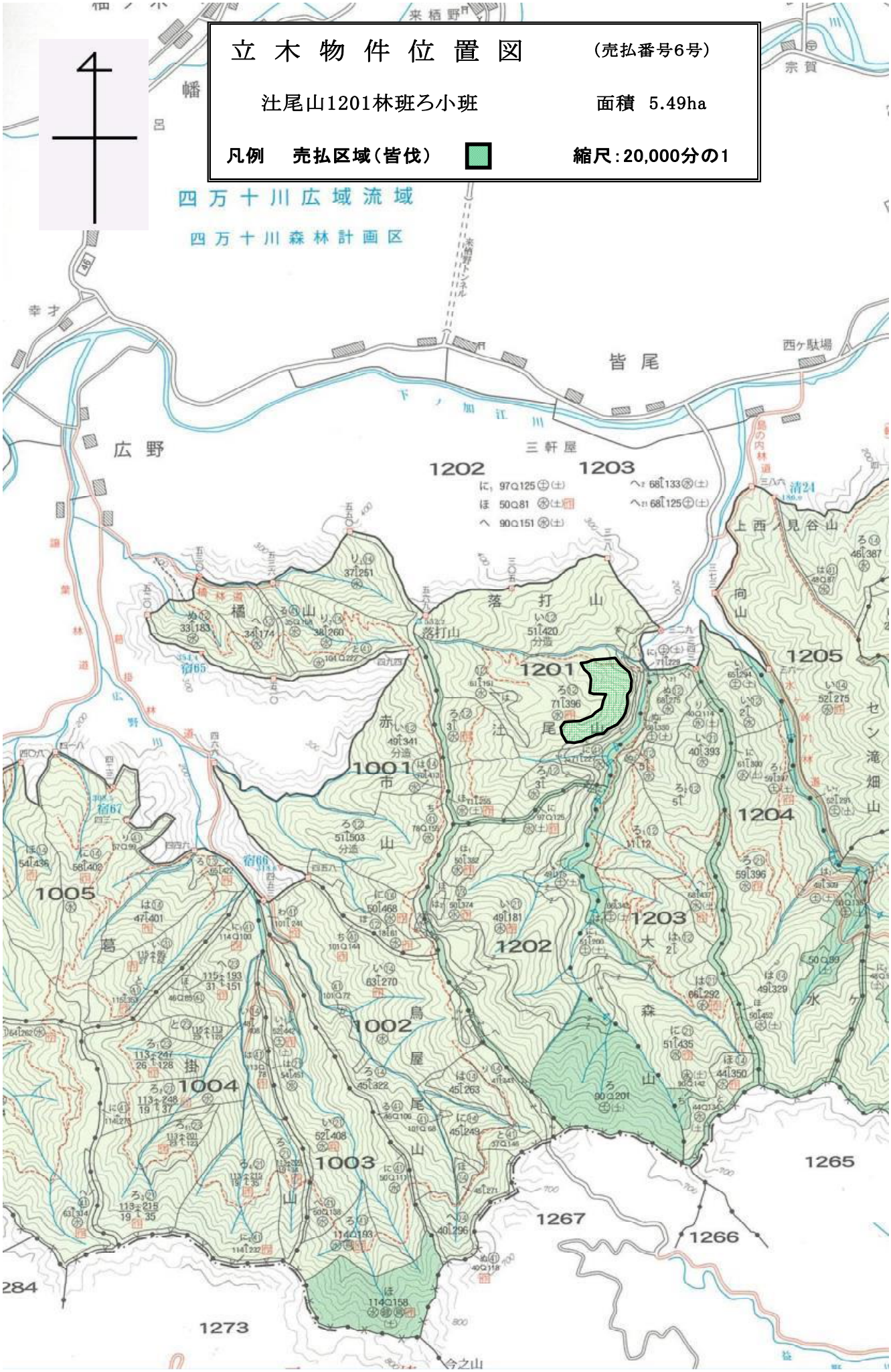

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号6号）

汁尾山1201林班ろ小班　　面積　5.49ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：5,000分の1

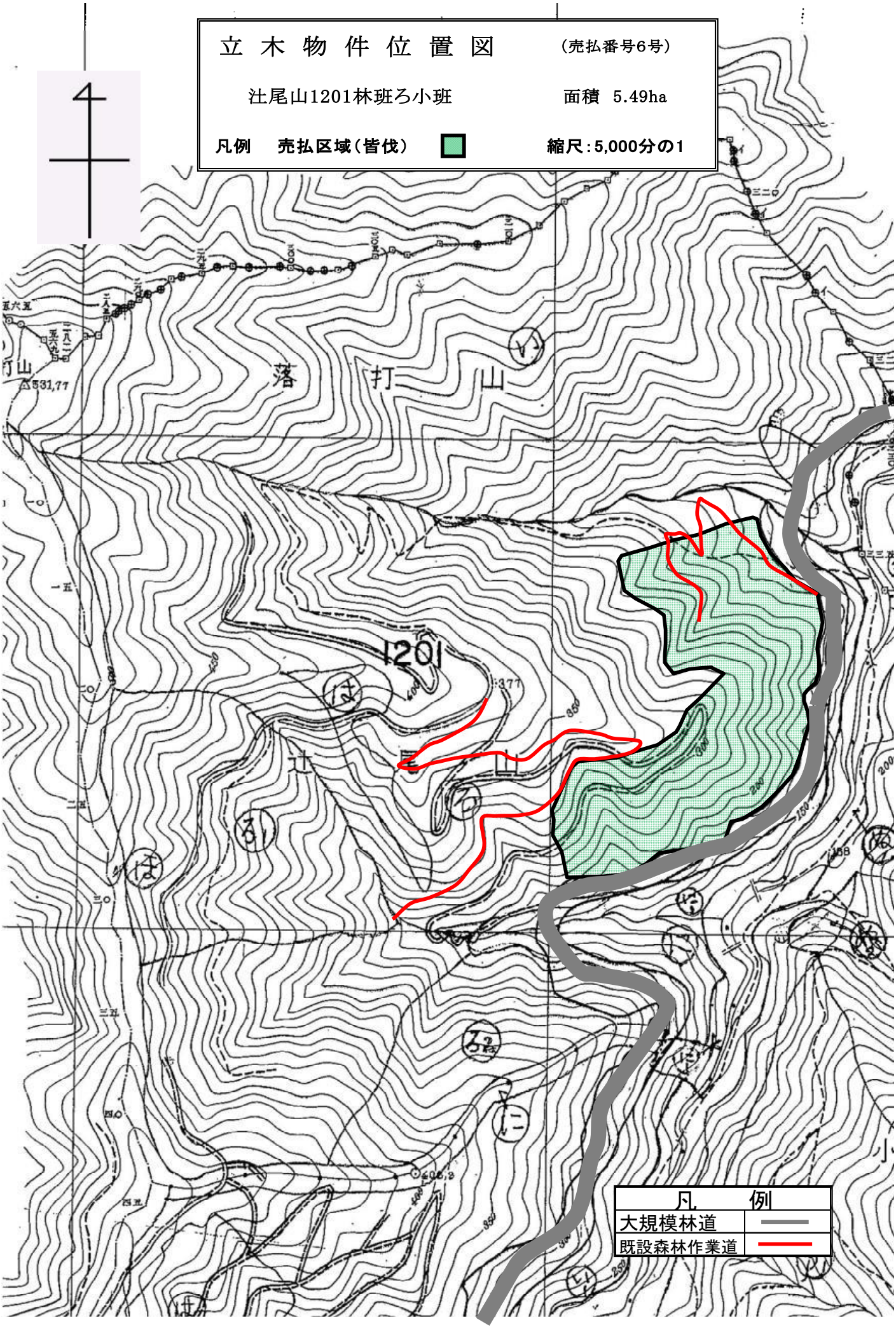

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 7 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県土佐清水市宗呂
立石山国有林1293林班い小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.26ha

5（林齢）　70 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,175	1,256.42	
ヒ ノ キ	1,556	601.98	
サ ク ラ	4	1.36	
そ の 他 L	658	344.05	
低 質 材 L	186	35.16	
計	3,579	2,238.97	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

奥川山林道立石線の使用車両は8t以下の車両とします。（ホイールベース4.5m以下）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は清水・貝の川森林事務所へ問い合わせください。

（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 清水・貝の川森林事務所：0880－82－0610）

13（その他）

14(物件明細)　立石山国有林1293林班い小班　　5.26ha　　70 年生　　第 7 号

直径	スギ 本数	スギ 材積	ヒノキ 本数	ヒノキ 材積	サクラ 本数	サクラ 材積	その他L 本数	その他L 材積	低質材L 本数	低質材L 材積										
8																				
10	6	0.24	5	0.15																
12	7	0.49	19	0.95																
14	7	0.77	45	4.05																
16	23	3.45	90	10.80																
18	30	6.00	113	19.21																
20	51	13.26	181	39.82					78	12.48										
22	61	20.13	188	54.52					108	22.68										
24	58	24.36	231	83.16	2	0.58	104	28.08												
26	80	40.80	204	83.64	1	0.31	101	31.31												
28	72	43.92	154	77.00			82	31.98												
30	88	63.36	100	56.00	1	0.47	86	37.84												
32	85	68.85	88	58.96			74	39.22												
34	71	66.74	64	47.36			50	29.50												
36	91	98.28	35	28.70			48	34.08												
38	72	89.28	26	23.40			37	29.60												
40	81	113.40	10	10.40			24	21.60												
42	61	96.38	2	2.50			18	18.90												
44	50	88.00	1	1.36			13	14.69												
46	40	76.00					9	10.80												
48	52	109.72					7	8.96												
50	31	70.37					4	5.88												
52	17	41.31					1	1.61												
54	17	44.37																		
56	10	27.90																		
58	6	18.54																		
60																				
62	3	10.37																		
64	2	6.99																		
66	1	4.01																		
68	1	4.00																		
70																				
72																				
74																				
76	1	5.13																		
78																				
80																				
計	1,175	1,256.42	1,556	601.98	4	1.36	658	344.05	186	35.16									3,579	2,238.97

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号7号）

立石山1293林班い小班　　面積　5.26ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

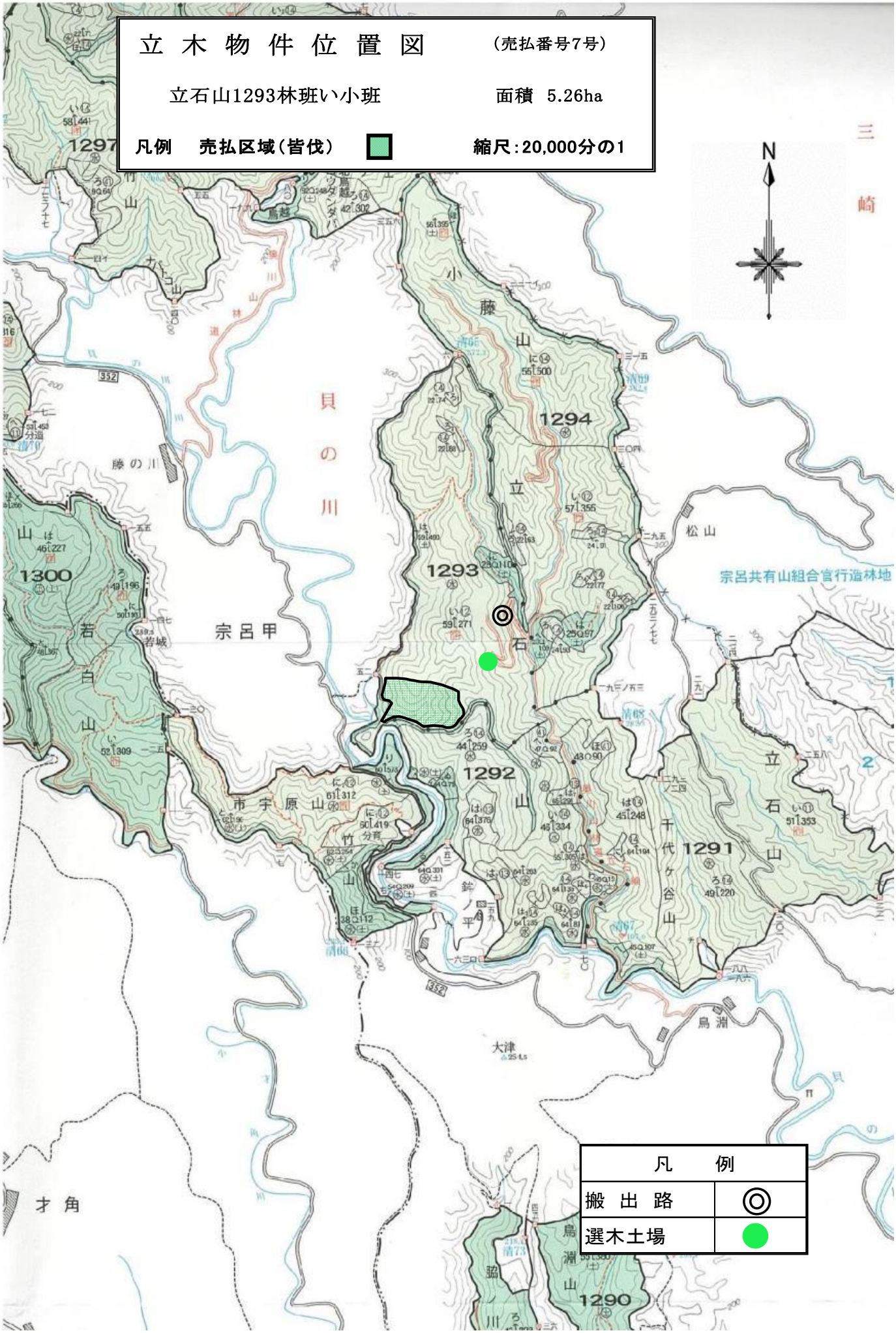

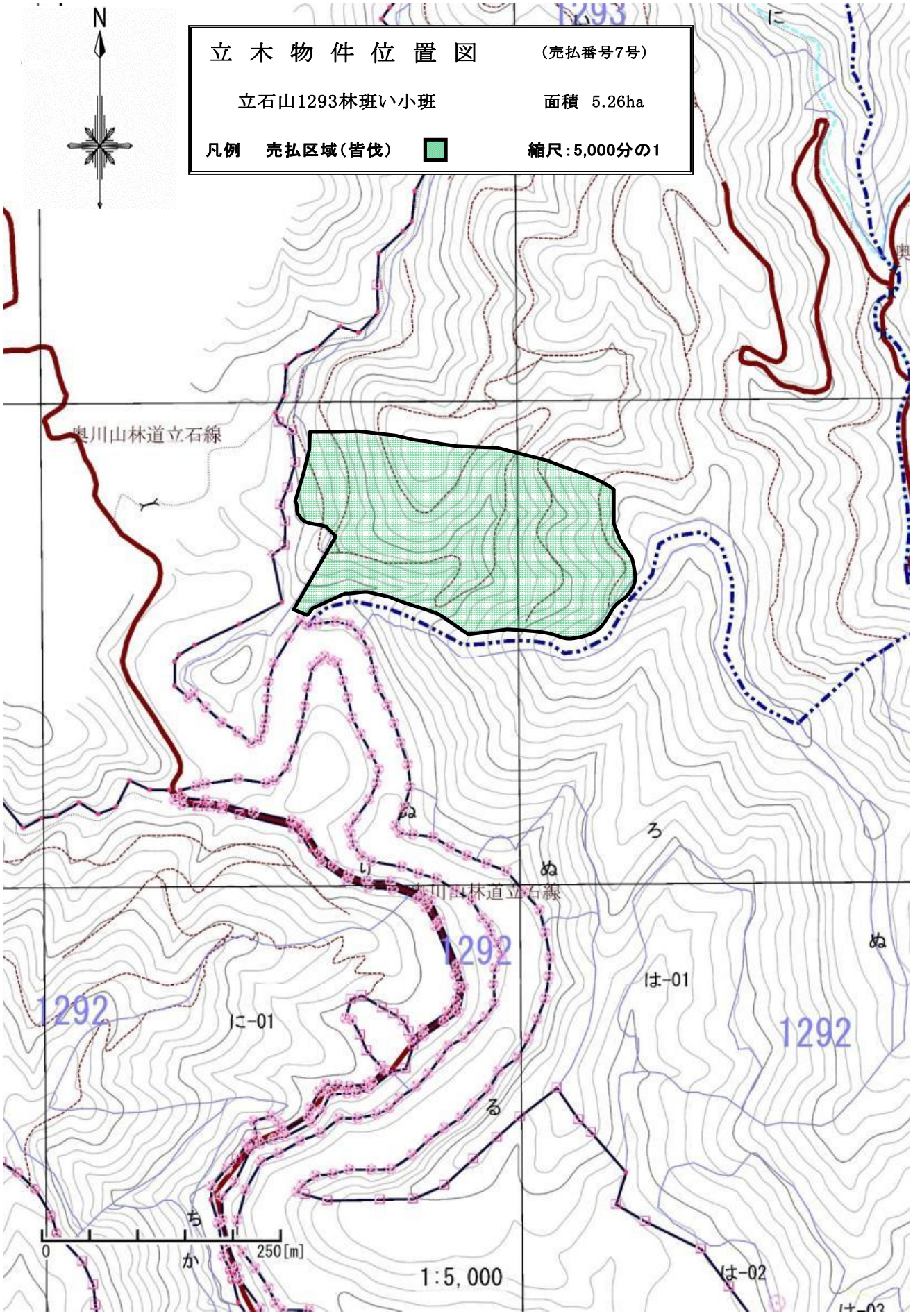
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号7号）
立石山1293林班い小班
面積 5.26ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
奥川山林道立石線
奥川山林道立石線
1292
1292
1292
に-01
は-01
は-02
は-03
0
250[m]
1:5,000

嶺北森林管理署入札案内書
（令和８年度　第３回）

〒781-3601
高知県長岡郡本山町本山 850
TEL：0887-76-2110

入札日時：令和８年８月 20 日（木）実施（10 時 00 分締切 即時開札）
入札場所：嶺北森林管理署　１階会議室

契約締結期限：令和８年８月 27 日（木）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考
第１号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川　潰ヶ谷山国有林 228 林班は２小班	スギ外	10,140	3,630.66	分収育林
第２号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川　潰ヶ谷山国有林 228 林班は 11 小班	スギ外	7,104	4,076.10	分収育林
第３号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川　潰ヶ谷山国有林 228 林班は 12 小班	スギ外	8,852	4,309.47	分収育林
第４号	皆 伐	高知県吾川郡いの町戸中　葛籠谷黒滝山国有林 231 林班よ１小班	ヒノキ外	7,162	2,896.93	分収育林
第５号	皆 伐	高知県吾川郡いの町寺川　白猪谷山国有林 254 林班ぬ小班	ヒノキ外	8,702	2,926.87	分収造林

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	8 名		45.38 口
第２号	30 名		127.07 口
第３号	28 名		101.82 口
第４号	54 名		183.39 口

入札結果一覧

入札	５番札		４番札		３番札		２番札		１番札		備考
人員	金額	氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額	氏名	

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県吾川郡いの町中ノ川
潰ヶ谷山国有林228林班は2小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　5.44ha

5（林齢）　65年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 （m3）	備 考
ス　ギ	7,188	2,941.61	
ヒ　ノ　キ	2,933	659.17	
ア　カ　マ　ツ	17	29.13	
そ　の　他　L	2	0.75	
計	10,140	3,630.66	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

通行制限については道路管理者（いの町本川総合支所）へお問い合わせください。

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑨ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせください。
（嶺北森林管理署：0887－76－2110　　寺家・大川森林事務所：0887－76－2691）

13（その他）

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　潰ヶ谷山国有林　228林班　は2小班　　5.44ha　　65年生　　第1号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8	5	0.15	12	0.24										
10	22	1.10	61	2.44										
12	97	7.76	159	11.13										
14	302	36.24	332	33.20										
16	622	99.52	500	70.00										
18	897	206.31	567	107.73										
20	1,104	320.16	504	126.00										
22	1,106	398.16	380	125.40										
24	951	418.44	221	83.98										
26	731	387.43	113	51.98			2	0.75						
28	512	312.32	56	29.68										
30	327	235.44	19	11.97										
32	205	172.20	8	4.72										
34	127	119.38	1	0.70										
36	82	88.56			1	0.78								
38	45	55.80												
40	24	32.64												
42	14	21.42			2	2.45								
44	7	11.97			2	2.74								
46	4	7.40			4	5.74								
48	1	2.00												
50	1	2.05			2	3.77								
52	1	2.55			3	5.50								
54	1	2.61			1	1.64								
56														
58														
60														
62					1	3.40								
64					1	3.11								
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	7,188	2,941.61	2,933	659.17	17	29.13	2	0.75						
													10,140	3,630.66

立 木 物 件 位 置 図　（売払番号1）

潰ヶ谷山国有林228林班は2小班　面積：　5.44 ha

凡 例　売払区域（皆伐）　縮尺：20,000分の1

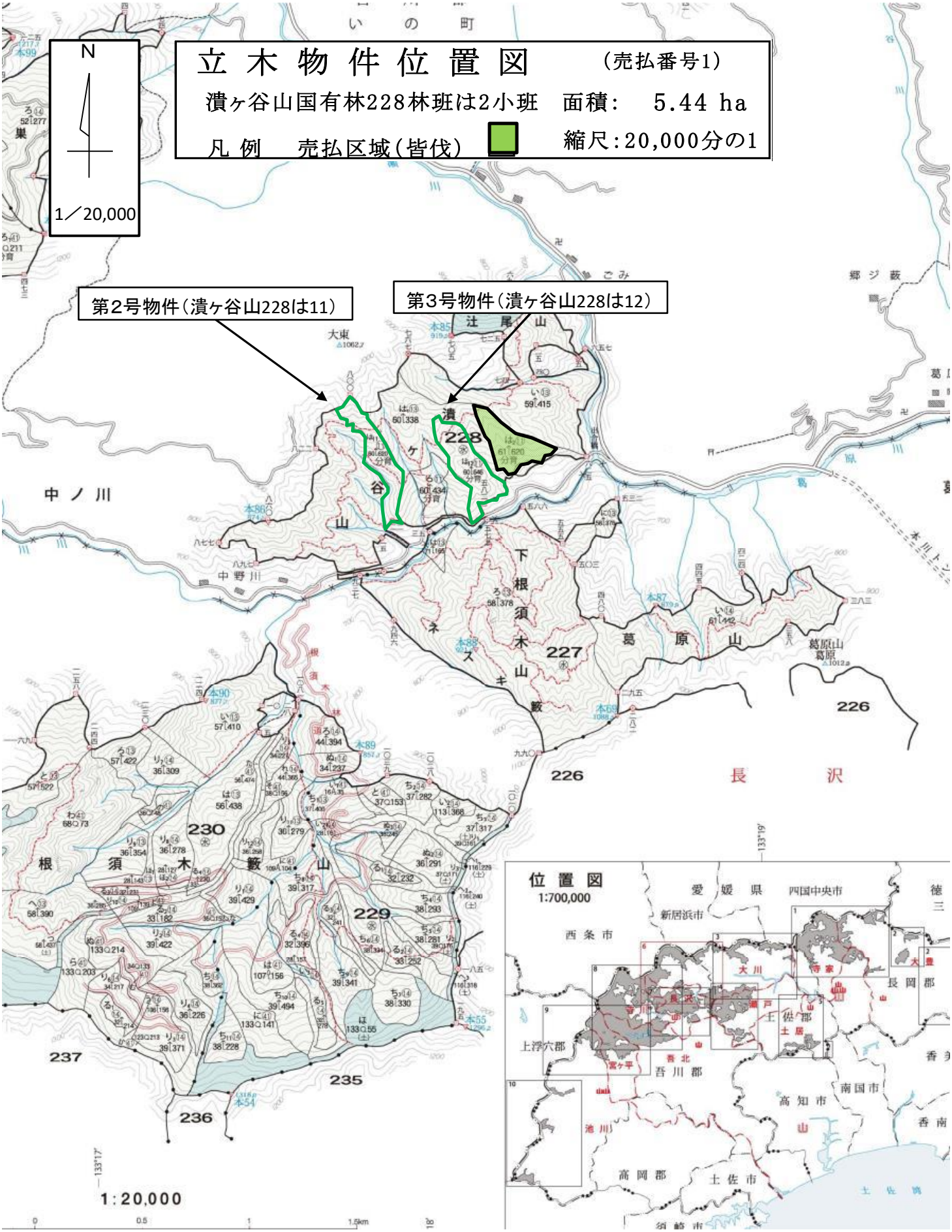

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号1）

潰ヶ谷山国有林228林班は2小班　面積：　5.44 ha

凡 例　売払区域（皆伐）　縮尺：5,000分の1

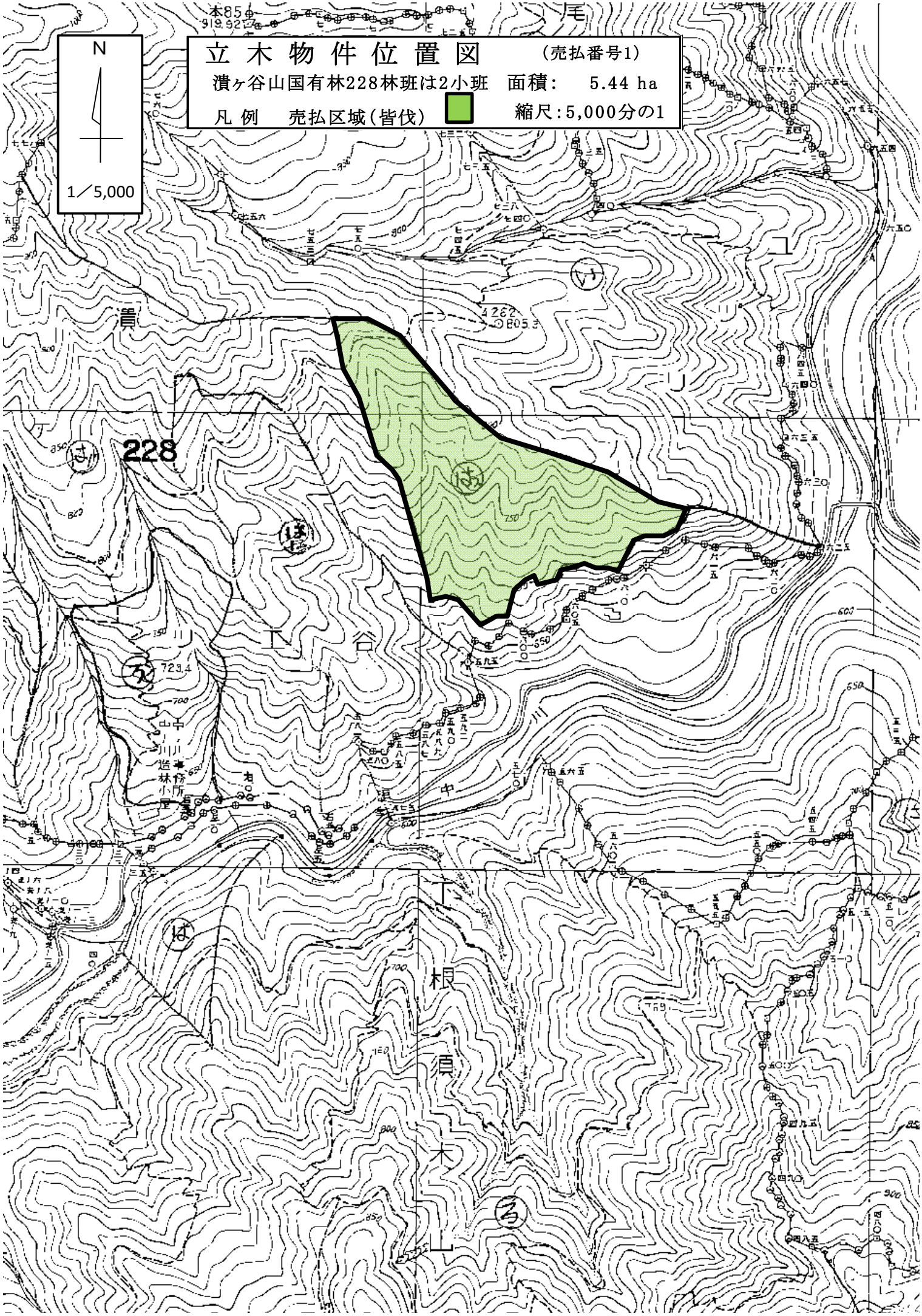

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県吾川郡いの町中ノ川
潰ヶ谷山国有林228林班は11小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　5.86ha

5（林齢）　64年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積　（m3）	備　考
ス　　ギ	6,123	3,851.38	
ヒ　ノ　キ	936	199.80	
ア　カ　マ　ツ	3	3.10	
モ　　ミ	5	2.44	
ツ　　ガ	12	6.26	
そ　の　他　L	25	13.12	
計	7,104	4,076.10	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

通行制限については道路管理者（いの町本川総合支所）へお問い合わせください。

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑨ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせください。
（嶺北森林管理署：0887－76－2110　　寺家・大川森林事務所：0887－76－2691）

13（その他）

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　潰ヶ谷山国有林　228林班　は11小班　　5.86ha　　64年生　　第2号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他L			
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8			1	0.02										
10	1	0.05	5	0.20										
12	9	0.72	23	1.61										
14	33	3.96	89	8.90										
16	109	17.44	165	21.45										
18	277	63.71	192	32.64										
20	517	149.93	176	38.72					1	0.25				
22	736	264.96	135	36.45					1	0.24				
24	822	361.68	73	24.09			3	0.87	4	1.18	2	0.60		
26	781	413.93	38	14.44							1	0.31		
28	724	441.64	21	9.87			1	0.53	2	0.89	7	2.49		
30	608	437.76	9	4.77							3	1.31		
32	468	393.12	3	1.85							2	1.02		
34	317	310.66	5	3.93							1	0.50		
36	249	268.92	1	0.86	1	0.74			2	1.60	5	3.17		
38	168	208.32					1	1.04			1	0.75		
40	107	149.80			1	0.94			1	0.83	1	0.90		
42	73	115.34									1	1.05		
44	48	82.08							1	1.27	1	1.02		
46	31	58.90												
48	16	33.76												
50	13	30.16			1	1.42								
52	10	24.90												
54	2	5.92												
56	2	6.12												
58	1	3.36												
60														
62														
64														
66	1	4.24												
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	6,123	3,851.38	936	199.80	3	3.10	5	2.44	12	6.26	25	13.12		
													7,104	4,076.10

立 木 物 件 位 置 図　（売払番号2）

潰ヶ谷山国有林228林班は11小班　面積：　5.86 ha

凡 例　売払区域（皆伐）　縮尺：20,000分の1

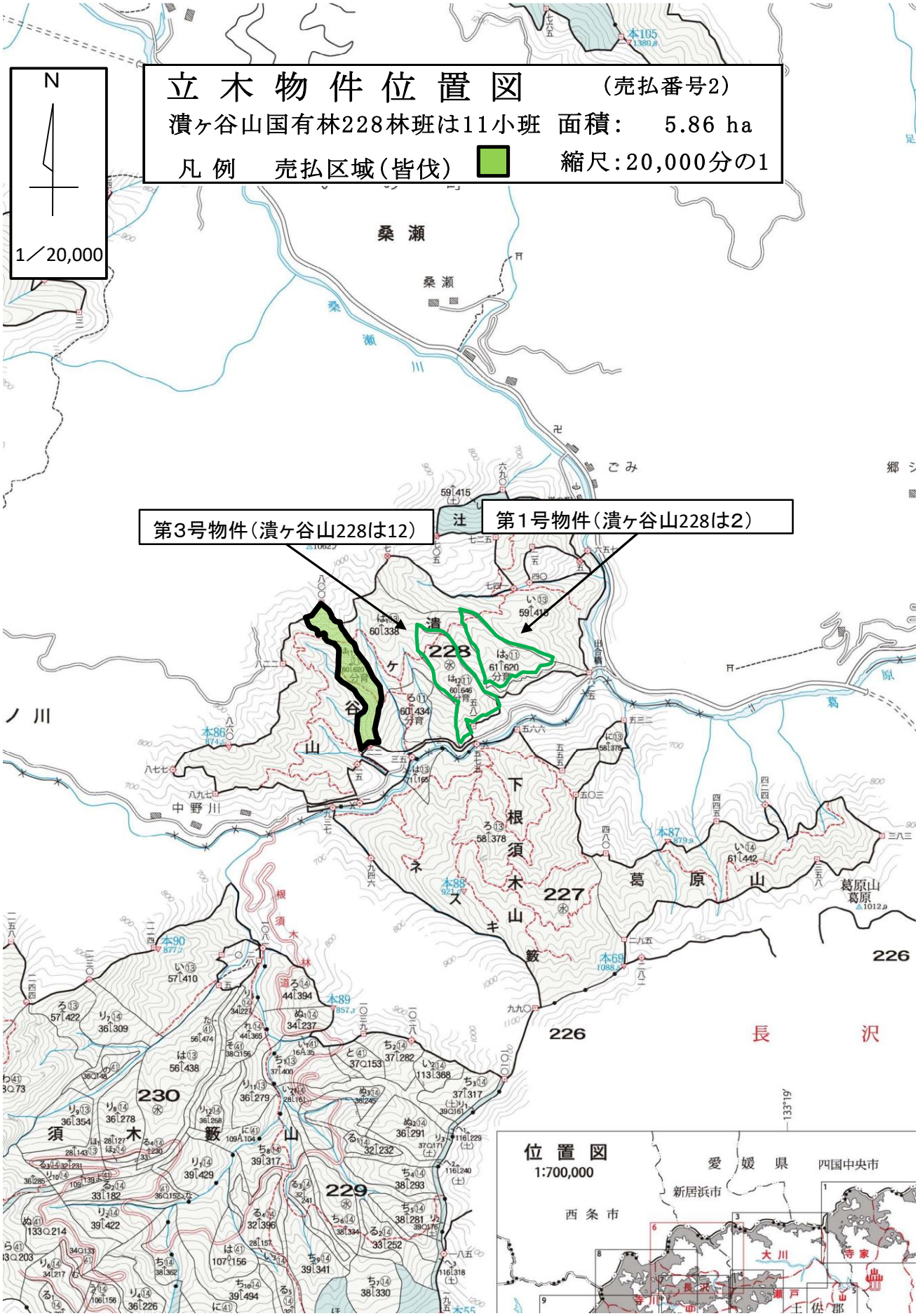

立 木 物 件 位 置 図　（売払番号2）

潰ヶ谷山国有林228林班は11小班　面積：　5.86 ha

凡 例　売払区域（皆伐）　縮尺：5,000分の1

N

1／5,000

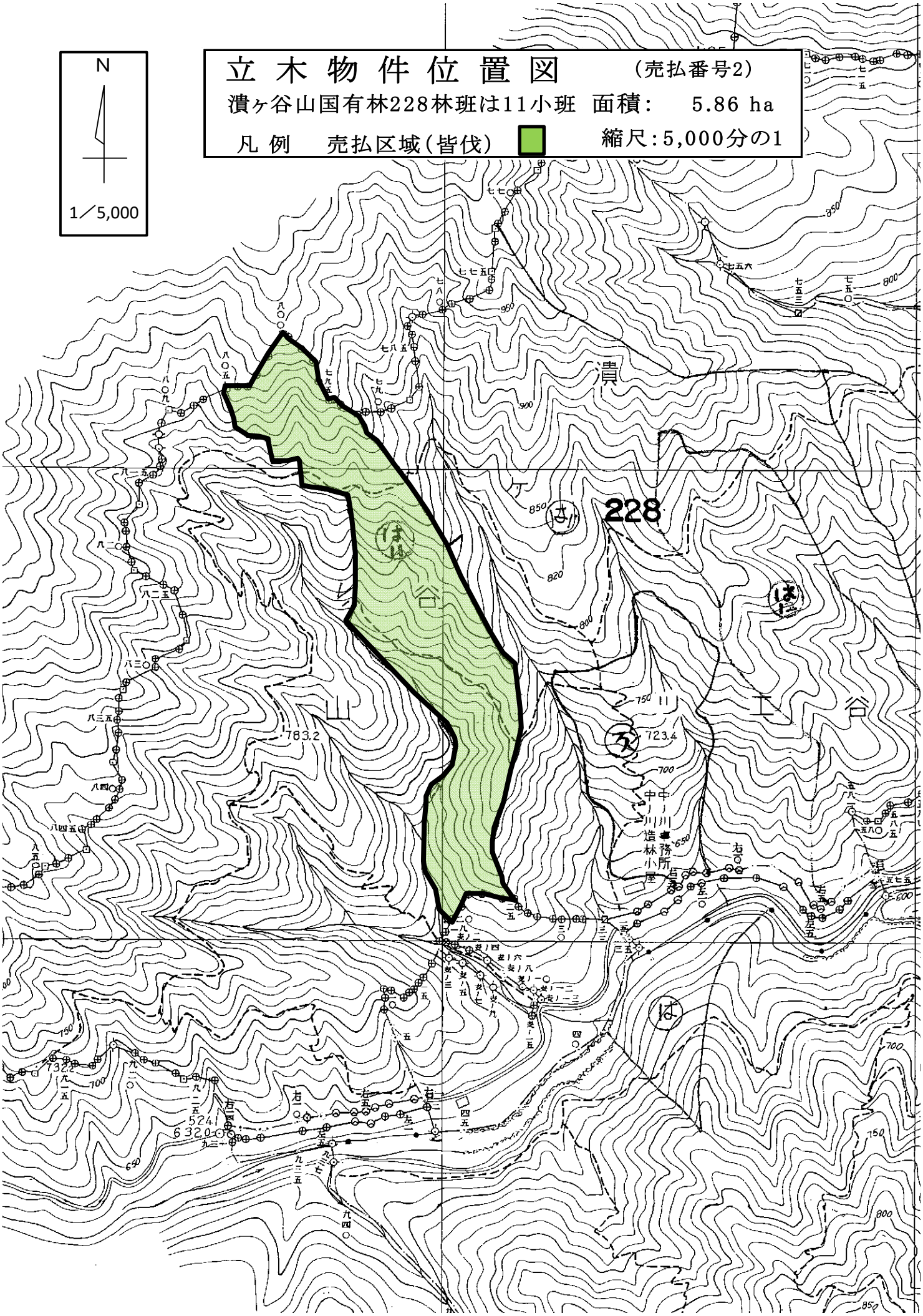

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第3号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県吾川郡いの町中ノ川
潰ヶ谷山国有林228林班は12小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　5.69ha

5（林齢）　64年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積　（m3）	備　考
ス　　ギ	7,926	4,088.75	
ヒ　ノ　キ	890	198.68	
ア　カ　マ　ツ	17	14.42	
モ　　ミ	3	1.82	
ツ　　ガ	2	0.71	
そ　の　他　L	14	5.09	
計	8,852	4,309.47	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

通行制限については道路管理者（いの町本川総合支所）へお問い合わせください。

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑨ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせください。
（嶺北森林管理署：0887－76－2110　　寺家・大川森林事務所：0887－76－2691）

13（その他）

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　潰ヶ谷山国有林　228林班　は12小班　　5.69ha　　64年生　　第3号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他L			
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8	3	0.06	8	0.16										
10	12	0.48	20	0.80										
12	36	2.88	37	2.59										
14	166	19.92	109	10.90										
16	425	68.00	162	22.68										
18	754	173.42	179	34.01										
20	1,003	290.87	133	33.25	2	0.54	1	0.36						
22	1,124	404.64	114	37.62	1	0.39								
24	1,072	493.12	62	23.56	1	0.49			1	0.28	5	1.40		
26	920	506.00	39	17.94	1	0.43			1	0.43	4	1.42		
28	721	454.23	21	11.13	1	0.57					5	2.27		
30	548	411.00	3	1.80	1	0.62								
32	392	344.96	2	1.41	1	0.63	1	0.81						
34	268	273.36	1	0.83			1	0.65						
36	187	209.44			4	3.55								
38	129	165.12			1	1.19								
40	68	95.20			2	1.94								
42	42	66.36												
44	23	39.33												
46	14	26.60												
48	8	16.48												
50	6	13.26			1	2.04								
52	2	4.98			1	2.03								
54	2	5.68												
56														
58														
60														
62	1	3.36												
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	7,926	4,088.75	890	198.68	17	14.42	3	1.82	2	0.71	14	5.09		
													8,852	4,309.47

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号3）

潰ヶ谷山国有林228林班は12小班　面積：　5.69 ha

凡 例　売払区域（皆伐）

縮尺：20,000分の1

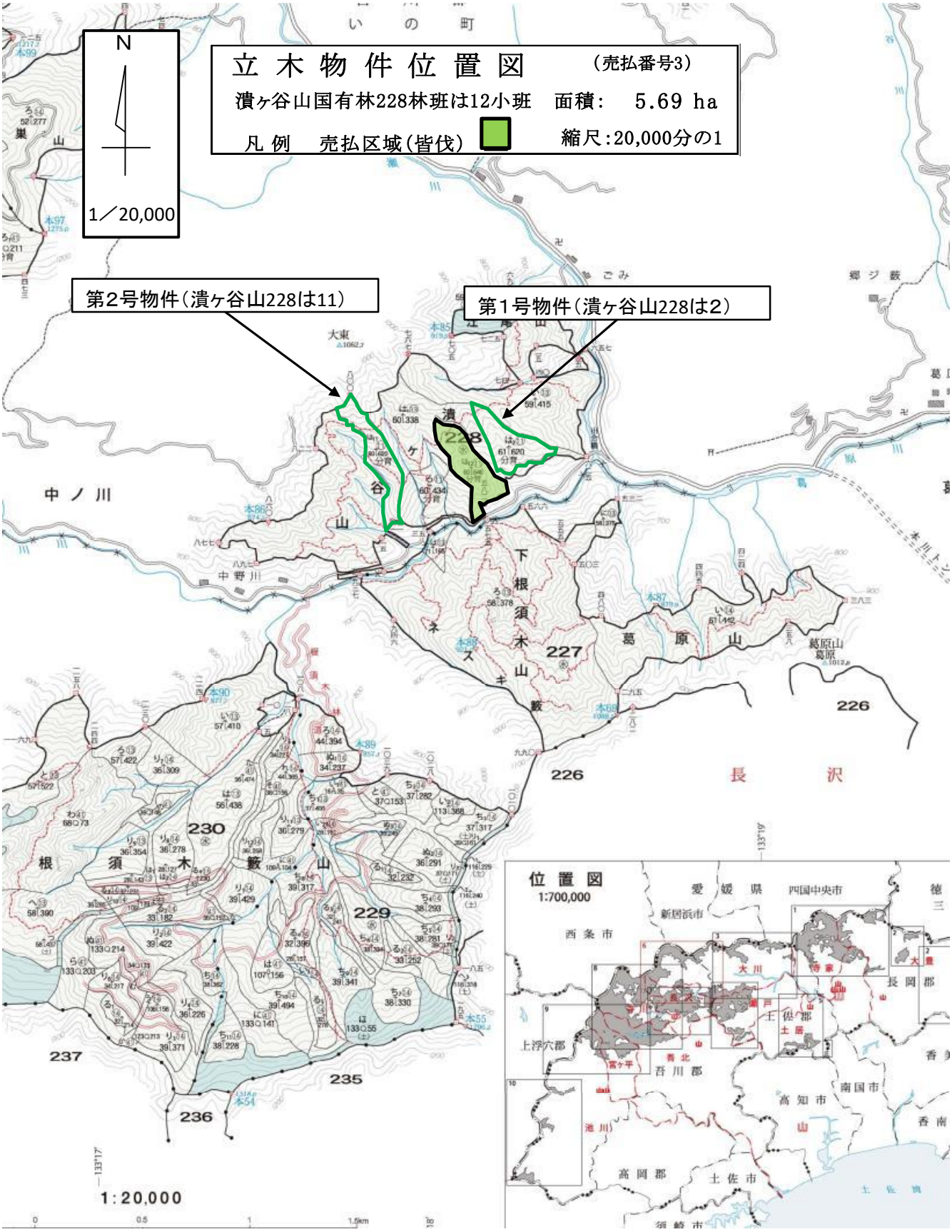

立 木 物 件 位 置 図

（売払番号3）

潰ヶ谷山国有林228林班は12小班　面積：　5.69 ha

凡 例　売払区域（皆伐）

縮尺：5,000分の1

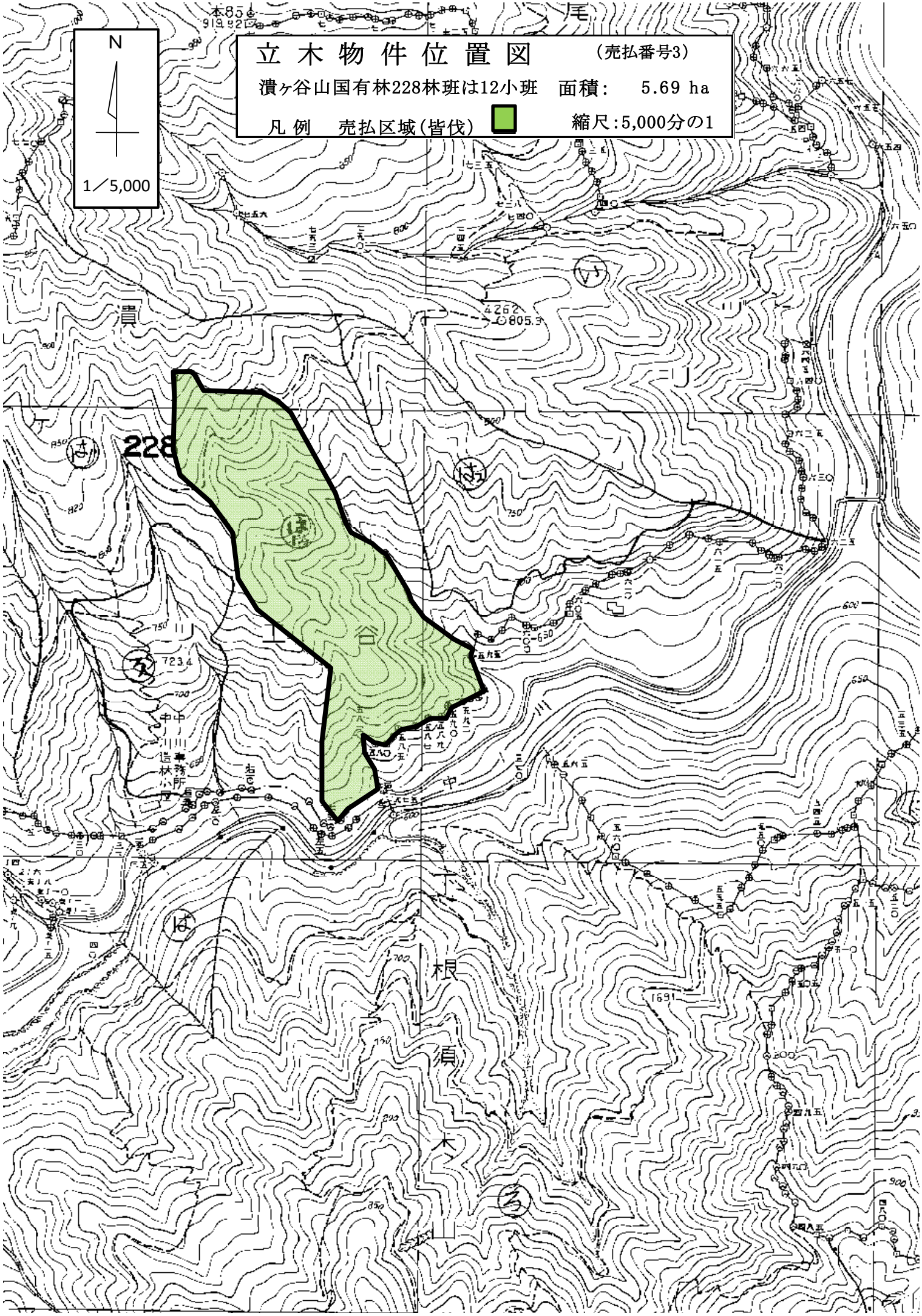

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第4号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県吾川郡いの町戸中
葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　6.80 ha

5（林齢）　64 年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積　(m3)	備　考
ス　　ギ	6	5.20	
ヒ　ノ　キ	7,012	2,832.63	
ア　カ　マ　ツ	21	9.39	
コ ウ ヤ マ キ	3	0.70	
モ　　ミ	12	5.69	
ツ　　ガ	8	2.80	
そ　の　他　L	100	40.52	
計	7,162	2,896.93	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

通行制限については道路管理者（いの町本川総合支所）へお問い合わせください。

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑨ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。
⑩ **小班内の分収育林除外地の立木については本物件の落札者により別途買い受けることを承諾の上入札してください。（ヒノキ外　約220㎥）**

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺川・長沢森林事務所へ問い合わせください。
（嶺北森林管理署：0887－76－2110　・　寺川・長沢森林事務所：088－869－2667）

13（その他）

① 当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。
② 森林作業道を作設する場合は、別紙「森林作業道の作設にかかる特約事項」を十分熟知の上実行すること。また葛篭谷黒滝山国有林231林班ろ小班の森林作業道を使用する場合は、鹿防護柵等を破損することのないように注意すること。

14(物件明細)　葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班　6.80 ha　64 年生　第4号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		コウヤマキ		モミ		ツガ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			28	0.56										
10			121	3.63										
12			263	15.78										
14			415	41.50										
16			554	72.02										
18			670	127.30										
20			748	201.96	1	0.15	1	0.16	2	0.46	3	0.64		
22	1	0.29	794	269.96	2	0.41			2	0.59				
24			775	325.50	2	0.56			2	0.60	1	0.23	28	7.84
26			710	347.90	3	1.03	1	0.19	3	1.14	1	0.35	23	7.64
28	1	0.48	596	345.68	3	0.79			1	0.46	2	0.83	19	7.62
30	2	0.97	460	308.20	2	0.94							8	3.81
32			357	264.18	2	1.06	1	0.35					11	5.31
34			240	208.80	1	0.47					1	0.75	6	3.85
36			132	126.72	2	1.17							2	1.37
38			71	74.55					1	0.98			1	0.94
40			43	49.45									1	0.95
42			21	27.51										
44			8	11.44	3	2.81							1	1.19
46	1	1.46	4	6.20					1	1.46				
48			1	1.75										
50	1	2.00	1	2.04										
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
計	6	5.20	7,012	2,832.63	21	9.39	3	0.70	12	5.69	8	2.80	100	40.52
													7,162	2,896.93

立　木　物　件　位　置　図

葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班　　6.80 ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1

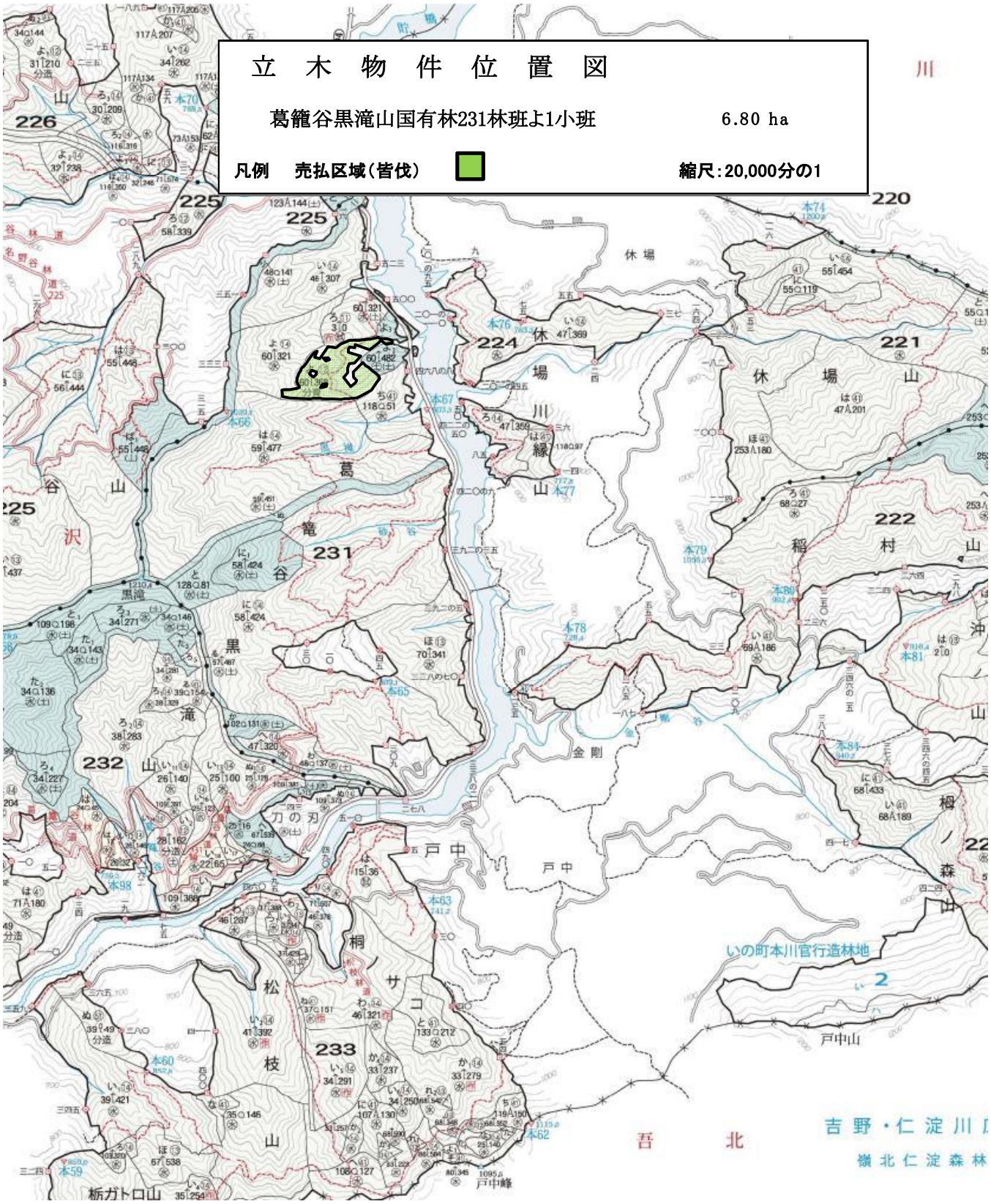

立　木　物　件　位　置　図

葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班　　6.80 ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：5,000分の1

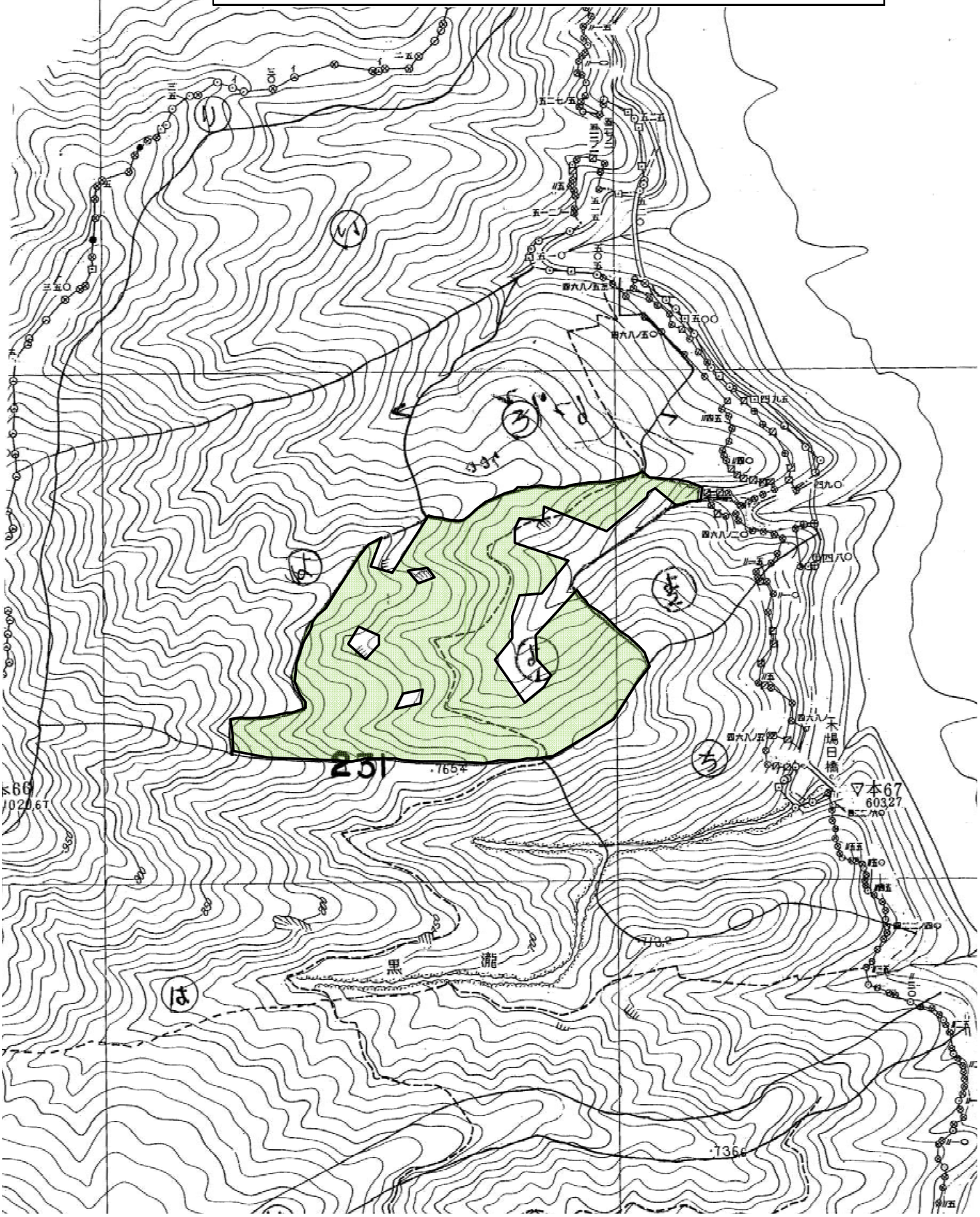

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第 5 号**

2（物件所在地　　高知県吾川郡いの町寺川
　及び国有林名等）　白猪谷山国有林254林班ぬ小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　8.96ha

5（林齢）　55年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	8,303	2,816.48	
ナ ラ	19	7.98	
そ の 他 L	95	35.91	
低 質 材 L	285	66.50	
計	8,702	2,926.87	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

特になし

10（運搬路（林道）の通行制限）

白猪谷林道：トラック通行は、8t車まで通行可。（ホイールベース4.5m以下の車両）

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
　また、公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を
　設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑨ この物件周辺国有林は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
　また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺川・長沢森林事務所へ問い合わせください。
（嶺北森林管理署：0887－76－2110　　寺川・長沢森林事務所：088－869－2667）

13（その他）

当該物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　白猪谷山国有林　254　林班　ぬ　小班　　8.96ha　　55年生　　第5号

	ヒノキ		ナラ		その他L		低質材L							
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
8														
10														
12	19	1.33												
14	95	9.50												
16	303	39.39												
18	739	125.63												
20	1,384	304.48					152	31.92						
22	1,460	423.40					133	34.58						
24	1,365	450.45			38	11.78								
26	1,137	466.17			38	13.30								
28	872	409.84	19	7.98										
30	436	244.16												
32	303	190.89			19	10.83								
34	57	42.18												
36	133	109.06												
38														
40														
42														
44														
46														
48														
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	8,303	2,816.48	19	7.98	95	35.91	285	66.50						
													8,702	2,926.87

立 木 物 件 位 置 図　〈物件番号5〉

白猪谷山国有林254林班ぬ小班　面積:　8.96 ha

凡 例　売払区域(皆伐)　縮尺:20,000分の1

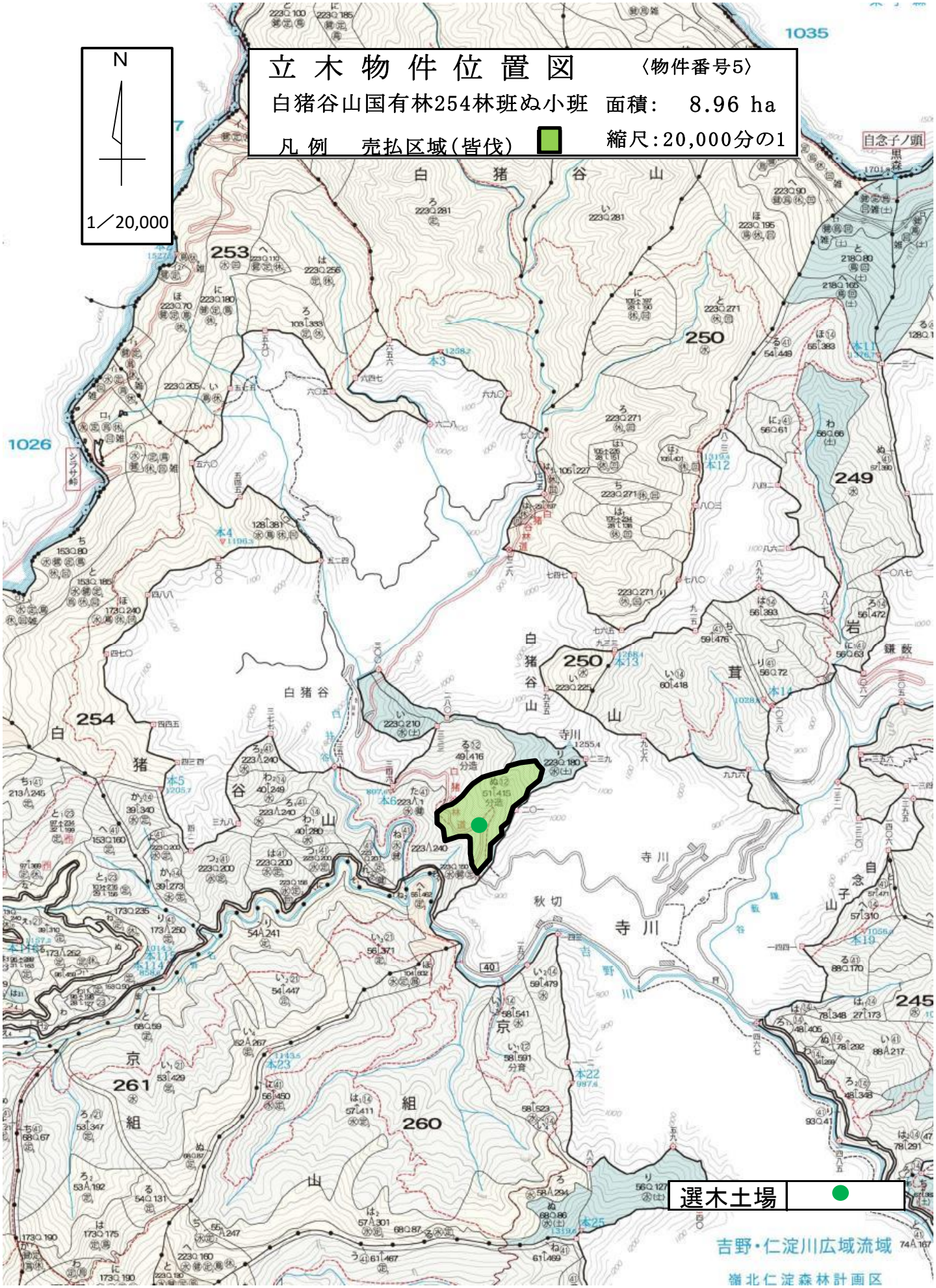

立 木 物 件 位 置 図

〈物件番号5〉

白猪谷山国有林254林班ぬ小班　面積：　8.96 ha

凡 例　売払区域（皆伐）

縮尺：5,000分の1

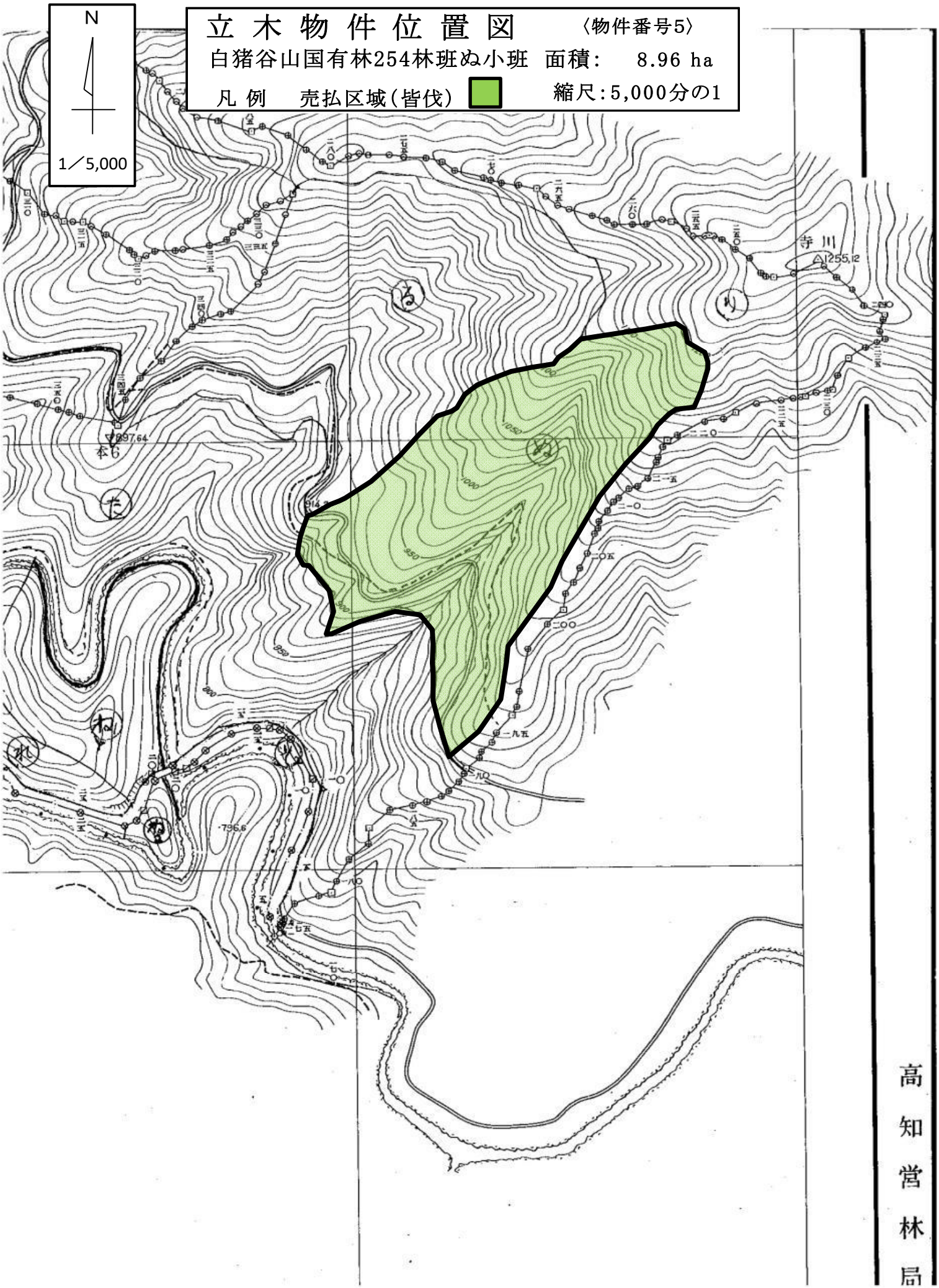

高知営林局

安芸森林管理署入札案内書
（第４回）

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL：0887-34-3145

入札日時：令和８年８月 28 日（金）実施（10 時 00 分締切　即時開札）
入札場所：安芸森林管理署　会議室

契約締結期限：令和８年９月３日（木）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物　件　所　在　地	樹種	本数	材積	備　考
第１号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字和田　後口山国有林 1002 林班に小班	スギ外	13,574	5,707.98	分収育林
第２号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字久木　大谷山国有林 2005 林班ほ小班	スギ外	5,086	4,283.86	分収育林
第３号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字久木　中尾山国有林 2009 林班い小班	スギ外	8,508	4,459.94	分収育林

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	19 名	0	114.98 口
第２号	4 名	0	42.73 口
第３号	53 名	0	141.38 口

入札結果一覧

入札	５番札		４番札		３番札		２番札		１番札		備　考
人員	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	金 額	氏 名	

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地　　高知県安芸郡北川村大字和田
　及び国有林名等）　後口山国有林 1002林班 に小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　8.12 ha

5（林齢）　66 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 （m3）	備 考
ス　ギ	6,663	3,116.79	
ヒ　ノ　キ	6,456	2,366.18	
ア カ マ ツ	57	44.22	
そ の 他 L	398	180.79	
計	13,574	5,707.98	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

後口山林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②当該区域の周囲の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の、必要な手続を行うこと。
③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
④林道への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

ご希望の方は、安芸森林管理署又は野友・北川森林事務所へ問い合わせ下さい。
安芸森林管理署：0887－34－3145　野友・北川森林事務所：0887－38－5509

13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札すること。

14(物件明細)　　後口山国有林 1002林班 に小班　　8.12 ha　　66 年生　　第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	6	0.18												
10	63	3.15	19	0.76										
12	202	16.16	108	7.56										
14	376	45.12	303	33.33										
16	545	87.20	546	81.90										
18	657	137.97	705	148.05										
20	719	194.13	892	240.84	1	0.15								
22	737	250.58	919	303.27	1	0.22								
24	677	284.34	859	343.60	1	0.37	102	28.19						
26	597	304.47	762	350.52	3	1.01	64	20.62						
28	489	283.62	561	297.33	6	2.33	57	22.51						
30	476	328.44	370	233.10	2	1.00	41	18.34						
32	324	249.48	209	148.39	6	3.44	44	22.54						
34	228	205.20	108	84.24	8	4.91	30	16.58						
36	190	191.90	53	48.23	4	2.73	14	9.15						
38	124	143.84	27	27.00	1	0.86	16	12.93						
40	88	111.76	9	10.35	4	3.35	9	7.60						
42	71	102.24	4	5.00	6	5.61	5	4.59						
44	33	51.81	1	1.30	4	4.18	9	9.77						
46	21	36.96	1	1.41	2	2.44	4	4.27						
48	16	30.40			2	2.49	2	2.41						
50	10	21.10			4	5.21								
52	5	11.30												
54	3	7.47					1	1.29						
56	3	8.73												
58	3	9.24			2	3.92								
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	6,663	3,116.79	6,456	2,366.18	57	44.22	398	180.79						
													13,574	5,707.98

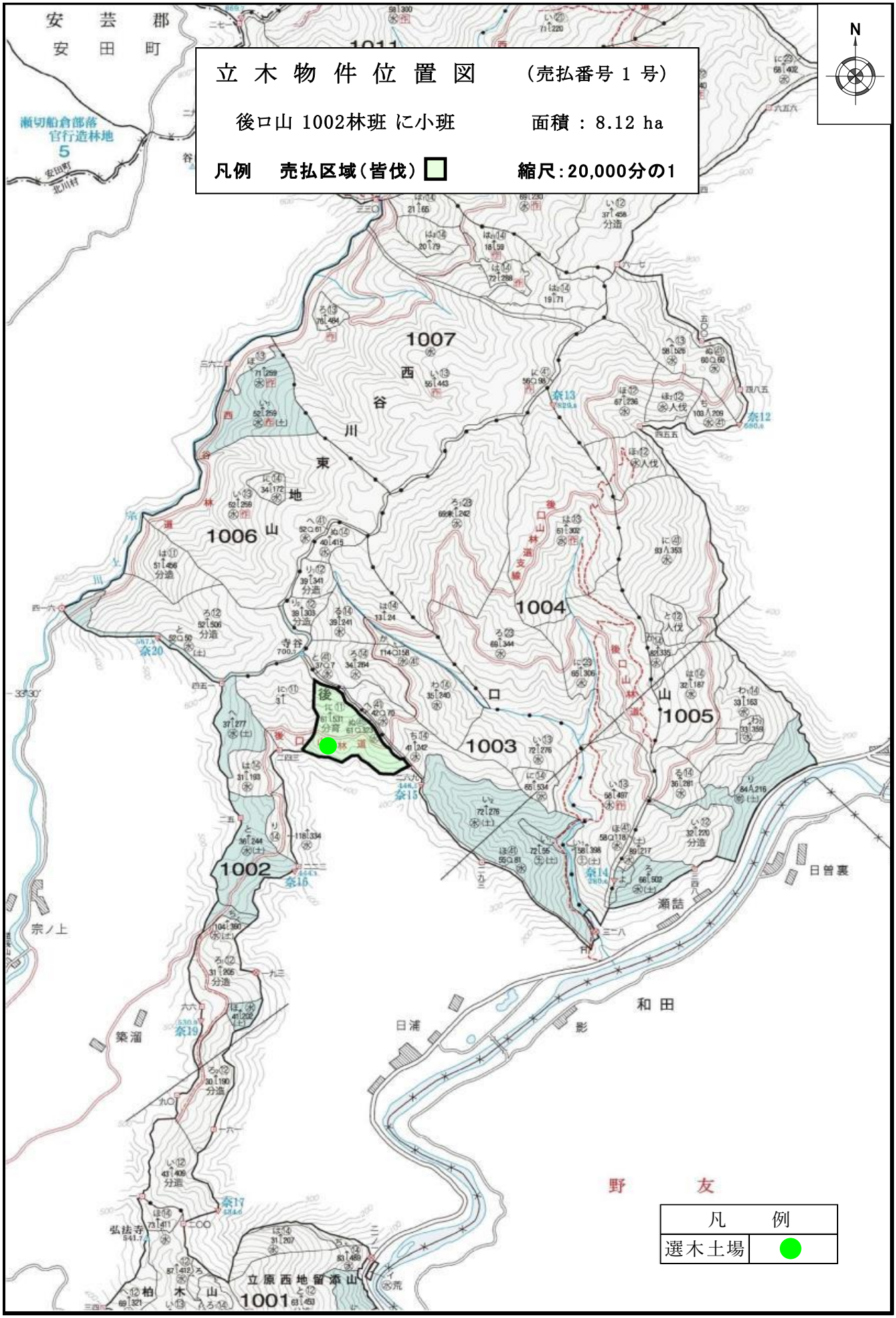
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 1 号）
後口山 1002林班 に小班
面積 ： 8.12 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
安芸郡
安田町
瀬切船倉部落
官行造林地
5
1007
西
谷
川
東
地
1006
山
1004
後
口
山
1005
1003
1002
1001
立原西地留添山
柏
木
山
宗ノ上
築溜
日浦
和田
影
野
友
日曽裏
瀬詰
凡 例
選木土場

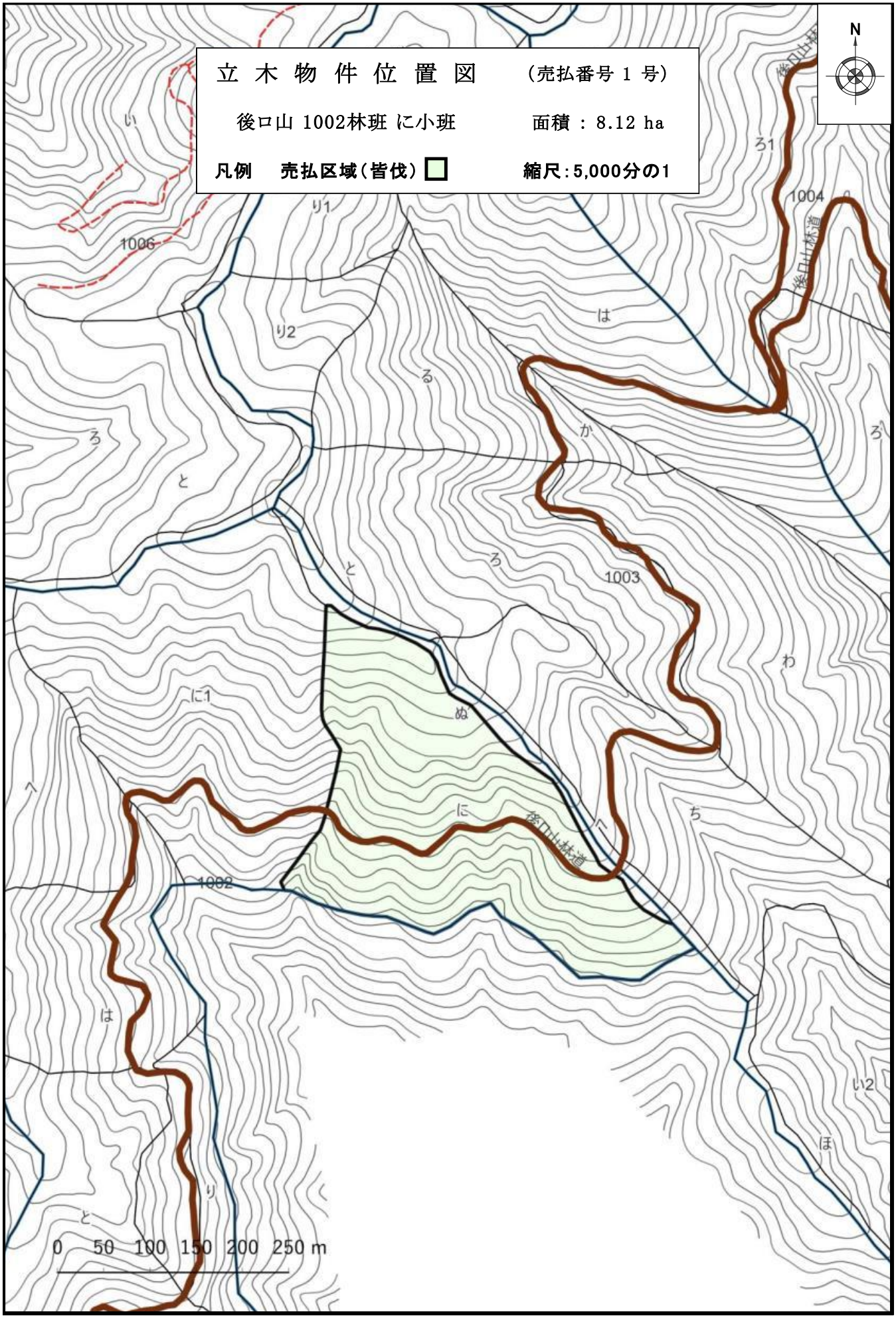
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 1 号）
後口山 1002林班 に小班
面積 ： 8.12 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
1006
1004
1003
1002
後口山林道
0 50 100 150 200 250 m

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地　　高知県安芸郡北川村大字久木
　及び国有林名等）　大谷山国有林 2005林班 ほ小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.05 ha

5（林齢）　71 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 （m3）	備 考
ス　ギ	4,827	4,137.86	
ヒ ノ キ	113	71.98	
ア カ マ ツ	2	2.31	
モ　ミ	13	13.71	
そ の 他 L	131	58.00	
計	5,086	4,283.86	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

大谷林道の規格は、林道ゲートまでがホイールベース4.5m以下、11t以下、林道ゲートより
ホイールベース4.3m以下、4t以下。（立木物件位置図参照）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の
　残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請
　等の必要な手続を行うこと。
③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
④沢敷への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

ご希望の方は、安芸森林管理署又は魚梁瀬・西川森林事務所へ問い合わせください。
　安芸森林管理署：0887－34－3145　魚梁瀬・西川森林事務所：0887－43－2314

13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札すること。

14(物件明細)　大谷山国有林 2005林班 ほ小班　5.05 ha　71 年生　第 2 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	2	0.06												
10	13	0.65	2	0.08										
12	42	3.36	5	0.35										
14	92	10.12	3	0.30										
16	158	25.28	4	0.56										
18	229	48.09	4	0.84										
20	263	71.01	5	1.35										
22	303	103.02	6	2.04			1	0.33						
24	324	136.08	10	4.20			1	0.38	35	9.33				
26	337	171.87	9	4.41			1	0.44	28	9.29				
28	348	212.28	10	5.80			1	0.53	18	6.99				
30	370	266.40	11	7.70					21	9.67				
32	369	298.89	12	9.36					8	4.20				
34	368	345.92	9	8.19	1	1.05	2	1.66	7	4.11				
36	327	353.16	9	9.00			1	0.89	6	3.88				
38	273	327.60	5	5.50					2	1.55				
40	244	331.84	3	3.60	1	1.26	1	1.07	3	2.55				
42	201	297.48	2	2.62										
44	153	253.98	2	2.86			1	1.43						
46	123	222.63	1	1.55			1	1.37	1	1.14				
48	98	191.10	1	1.67			1	1.48						
50	70	151.20					2	4.13	1	1.32				
52	49	113.68												
54	31	79.05												
56	17	46.24												
58	10	29.70												
60	9	28.44												
62	1	3.36												
64														
66														
68														
70														
72	1	4.12												
74														
76	1	5.13												
78														
80														
82														
84														
86														
88														
90	1	6.12							1	3.97				
計	4,827	4,137.86	113	71.98	2	2.31	13	13.71	131	58.00				
													5,086	4,283.86

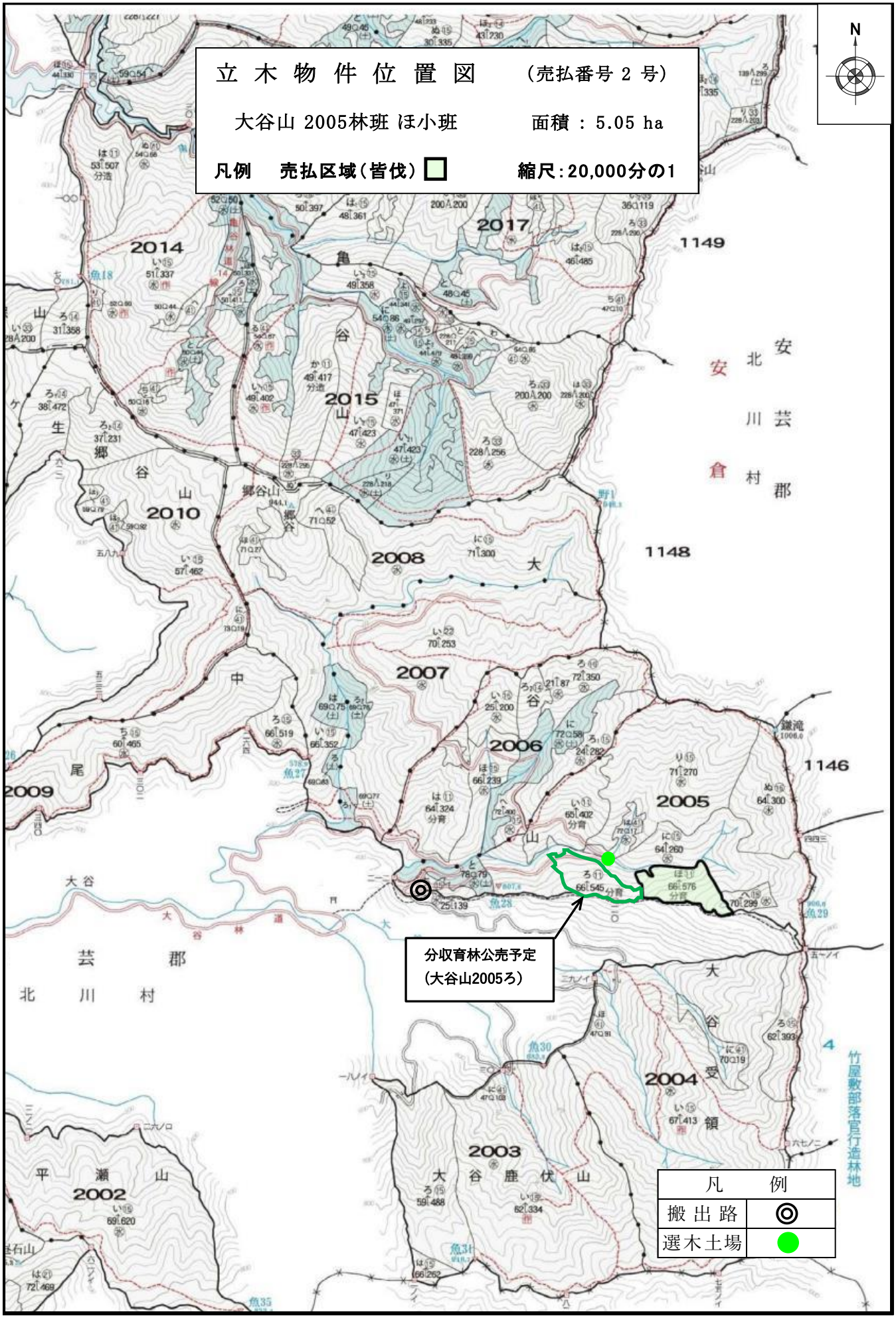
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 2 号）
大谷山 2005林班 ほ小班
面積 ： 5.05 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
分収育林公売予定
（大谷山2005ろ）
凡 例
搬 出 路
選 木 土 場
2014
2015
2017
2010
2008
2007
2006
2005
2004
2003
2002
2009
1149
1148
1146
安 北 安 芸 郡
川 村
芸 郡
北 川 村
大 谷 鹿 伏 山
平 瀬 山
竹屋敷部落官行造林地

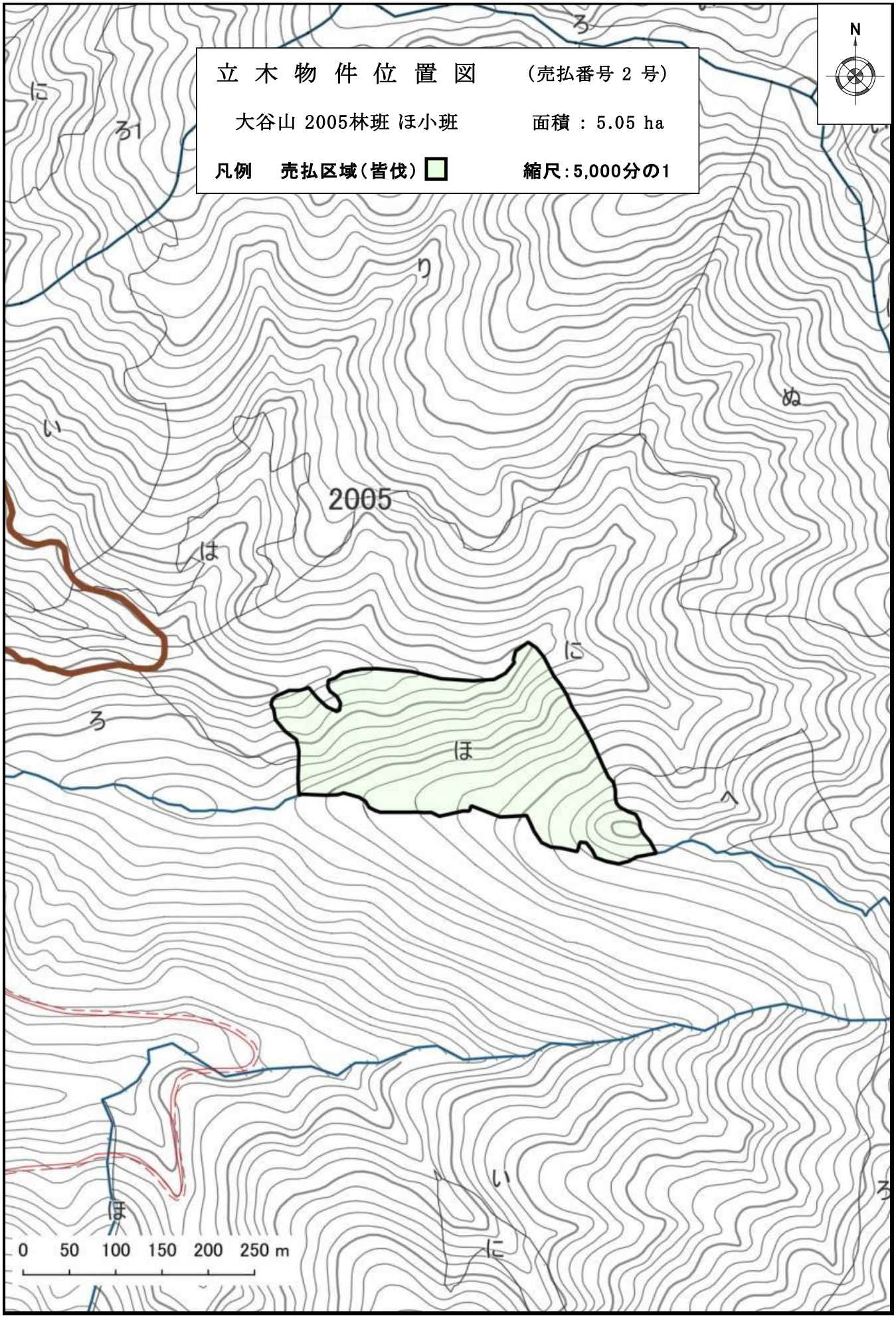
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 2 号）
大谷山 2005林班 ほ小班
面積 ： 5.05 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
2005
ほ
0 50 100 150 200 250 m

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 3 号**

2（物件所在地　　高知県安芸郡北川村大字久木
　及び国有林名等）　中尾山国有林 2009林班 い小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　7.64 ha

5（林齢）　66 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	8,481	4,442.32	
ヒ ノ キ	1	0.75	
ア カ マ ツ	5	3.01	
そ の 他 L	21	13.86	
計	8,508	4,459.94	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

当該地は、奈半利川を挟み県道12号線の北岸に位置する。
近隣の大谷林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②河川や県道の上空に鉄索を仮設する場合、道路管理者等に対して必要な手続を行い、占有許可を取得し、許可書の写しを当署に提出すること。
③当該区域の周囲の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の必要な手続を行うこと。
④作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
⑤河川への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

ご希望の方は、安芸森林管理署又は魚梁瀬・西川森林事務所へ問い合わせください。
安芸森林管理署：0887－34－3145　魚梁瀬・西川森林事務所：0887－43－2314

13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札すること。

14(物件明細)　　中尾山国有林 2009林班 い小班　　7.64 ha　　66 年生　　第 3 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	8	0.24												
10	63	3.15												
12	184	14.72												
14	389	42.79												
16	611	91.65												
18	777	155.40												
20	862	224.12												
22	857	282.81												
24	812	324.80			1	0.33	1	0.29						
26	751	367.99			1	0.41	3	1.04						
28	681	381.36					2	0.90						
30	584	385.44												
32	468	360.36					2	1.06						
34	371	319.06			1	0.59	2	1.18						
36	284	286.84			1	0.82	3	2.28						
38	207	240.12	1	0.75			4	2.90						
40	152	193.04					2	1.70						
42	114	164.16			1	0.86								
44	87	140.94					1	1.19						
46	80	141.78												
48	57	111.15												
50	35	73.85					1	1.32						
52	17	39.44												
54	9	22.41												
56														
58	8	23.28												
60	4	12.64												
62	2	6.72												
64	2	7.21												
66														
68	1	4.16												
70	2	8.70												
72														
74														
76	1	5.03												
78														
80														
82														
84														
86														
88														
90	1	6.96												
計	8,481	4,442.32	1	0.75	5	3.01	21	13.86						
													8,508	4,459.94

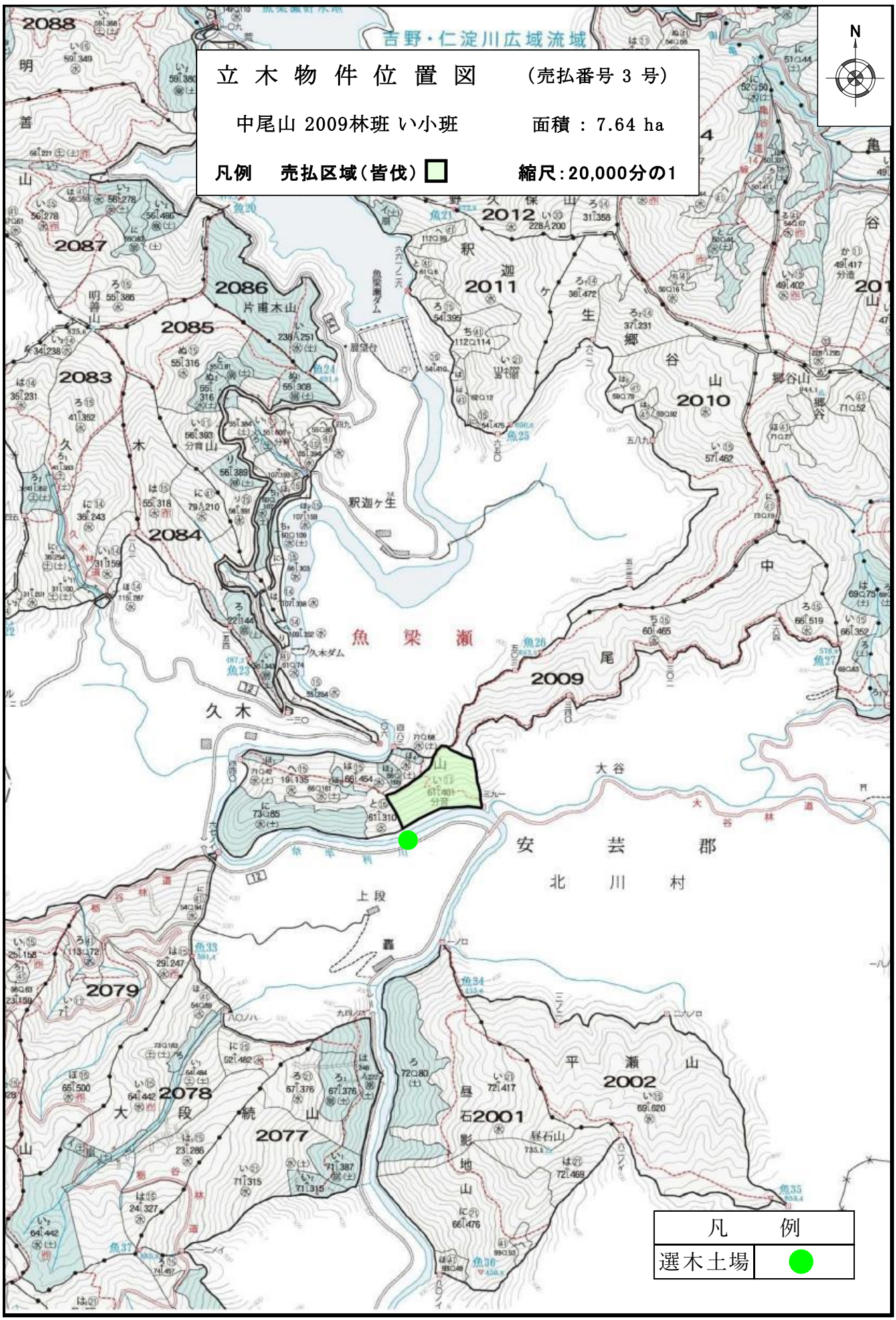
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 3 号）
中尾山 2009林班 い小班
面積 ： 7.64 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
吉野・仁淀川広域流域
N
2088
2087
2086
2085
2083
2084
2012
2011
2010
2009
2079
2078
2077
2002
2001
魚梁瀬
久木
安芸郡
北川村
凡 例
選木土場

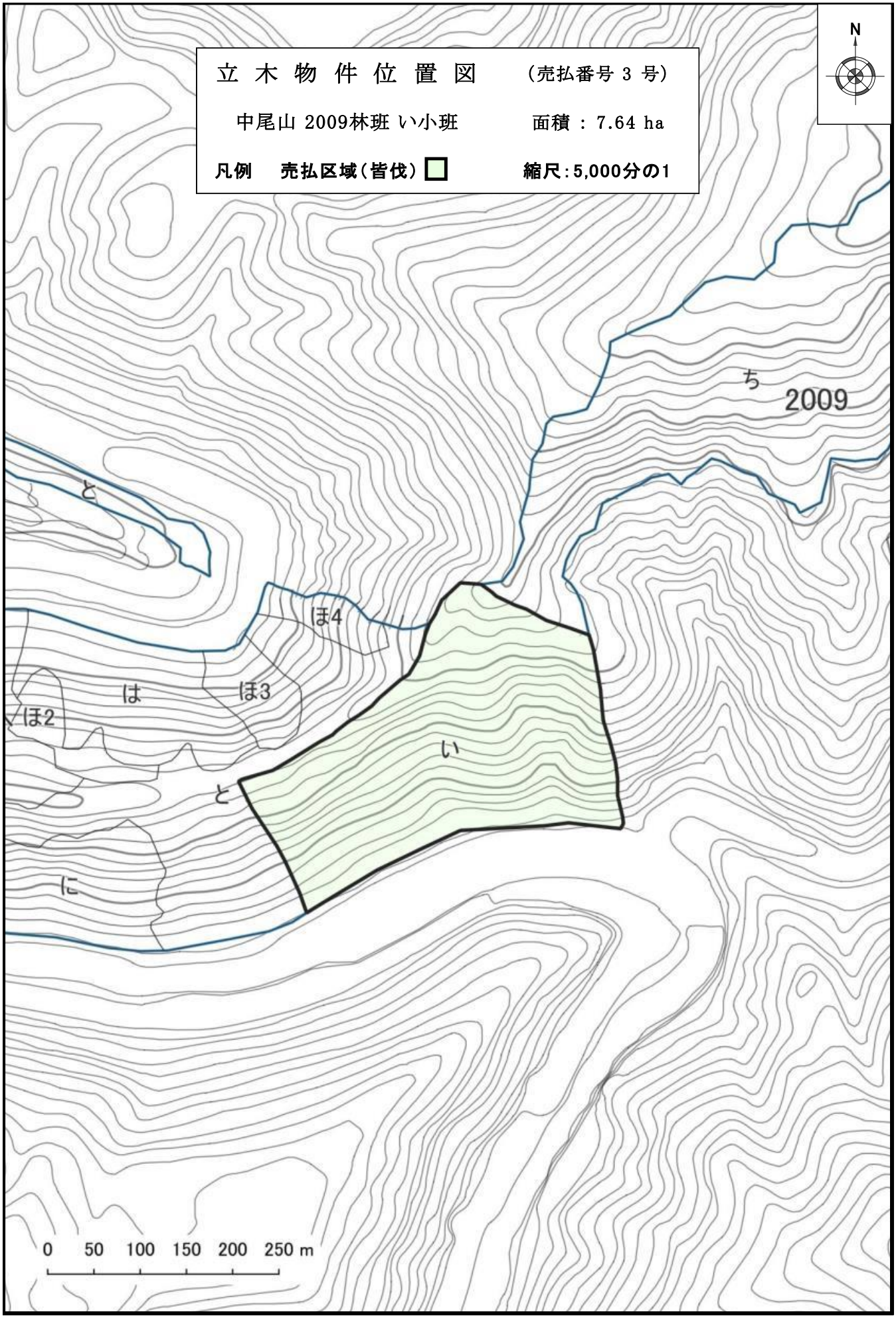
立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 3 号）
中尾山 2009林班 い小班
面積 ： 7.64 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
ち
2009
と
ほ4
は
ほ3
ほ2
い
と
に
0 50 100 150 200 250 m